

平成30年第1回紀の川市議会定例会 第2日

平成30年 2月28日(水曜日) 開議 午前 9時28分
散会 午後 3時02分

◎議事日程(第2号)

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程(第2号)のとおり

○出席議員(22名)

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	5番 中 尾 太久也	6番 太 田 加寿也
7番 石 脇 順治	8番 並 松 八重	9番 中 村 まき
10番 大 谷 さつき	11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之
13番 高 田 英亮	14番 川 原 一泰	15番 森 田 幾久
16番 村 垣 正造	17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明
19番 石 井 仁	20番 杉 原 勲	21番 室 谷 伊則
22番 坂 本 康隆		

○欠席議員(0名)

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	森 本 浩 行
総務部長	金 岡 哲 弘	危機管理部長	中 浴 哲 夫
市民部長	尾 上 之 生	地域振興部長	吉 川 博 造
保健福祉部長	上 村 敏 治	農林商工部長	神 徳 政 幸
建設部長	前 田 泰 宏	会計管理者	浅 野 徳 彦
水道部長	溝 上 卓 史	農業委員会事務局長	中 野 朋 哉
教育長	貴 志 康 弘	教育部長	稲 垣 幸 治

○議会事務局職員

事務局長	榎 本 守	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課主幹	片 山 享 慈	議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃

（開議 午前 9時28分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成30年第1回紀の川市議会定例会2日目の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり、日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、通告者のうち、石井議員からわかりやすく質問をするため、資料配付の許可を許可申請がありましたので、これを許可し、お手元に配付しておきましたので御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（坂本康隆君） それでは、一般質問を行います。

はじめに、5番 中尾太久也君の一般質問を許可いたします。

5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従い、質問します。

質問の内容ですが、水道水の安定的な供給についてです。

この質問は、水道部に対する質問です。

先般より、水道部局の職員が世間を騒がし、市民の皆様にも多大な御迷惑をかけ、市政も混乱しています。早急に信頼を取り戻すべく努力をしていただき、市民の皆様に対して安心・安全なる市政に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、本題に入ります。

市民がいつでも良質の水道水を安定して利用できるような供給し、安心して利用してもらわなければなりません。そのために、平成19年3月に紀の川市水道事業基本計画を策定し、安全・安心・安定した供給をするための計画的な維持管理事業の推進、また簡易水道の統合を促進するための事業統合、会計統合や未普及地の解消に取り組んできておりますが、水道事業の長期安定経営に向けての計画的な財政運営、経営の合理化など、今後を見据えた施設や管路等の更新計画、耐震化計画など実施していかなければなりません。

本市の公営企業会計決算審査意見書では、平成24年度で平成22年使用分からの料金改定の影響及び給水人口の減少により、給水収益は年々減少しており、今後は水道施設の老朽化による修繕料の増加が予想されるため、財政的に依然厳しい局面が続くことが見込まれる。

さらに、平成28年度をめどとした簡易水道との事業統合が計画されておりますとありますが、この計画は諸事情により平成30年度からになりましたが、その際には事業費の

増加は不可避であり、中長期的な視野を持った事業計画の策定及び財政運営により、より効率的な企業経営に努められるよう強く望むのもであります。

また、平成28年度では、今後、人口減少による給水収益の減収や水道施設の大量更新時期による修繕費の増加傾向が続いているため、依然経営状況は厳しいことが見込まれる。このため、紀の川市水道事業計画に基づき、健全な財政運営のもと、安定した経営を望むと総括されております。

また、平成28年第2回定例会において、水道施設を更新するには多大な費用と時間を要する。水道事業は独立採算方式にとって事業運営の健全化、安全性には適正な収入確保が不可欠である。最低限実施すべき事業を負担者である市民の理解・協力を図り、持続可能な運営を目指すと答弁しています。

誰もが水道料金の値上げは望まないところですが、水道水の安定的な供給をしようとするれば、収入確保のためには水道事業会計においては独立採算制をとっていかなければ安定的な供給ができないと考えます。まず、そこで、この水道事業計画の将来に向けた考えをお尋ねいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

水道部長 溝上卓史君。

○水道部長（溝上卓史君）（自席） 中尾議員の御質問にお答えをさせていただきます。

水道事業基本計画につきましては、平成19年3月に策定をいたしまして、安全かつ安定した給水に資するため事業を推進してきたところでございます。

基本計画期間が平成28年度末をもって満了を迎えたことから、平成27年、28年において、水道事業基本計画変更策定業務を実施いたしました。将来においては、人口減少による給水人口の減少、節水機械の普及などにより収益の減少が想定されていますが、施設や水道管が順次更新時期を迎え、地震等の自然災害に対する対応力の強化についても一層進めていかなければならないと考えております。

また、需要者のニーズに対する信頼性が高い水道事業運営の実施を目指し、「安全」、「強靱」、「持続」の観点から施策体系を整理し策定しておりますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂本康隆君） 5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） 資産の状況においては、耐震に係る指標が比較的低く、老朽化に係る指標、法定耐用年数、浄化設備率は比較的高く、効率に係る指標、施設利用率は比較的低いとなっておりますが、老朽化した水道施設の更新や施設の耐震化、水質改善などの維持管理はどうしていくのか、お尋ねします。

○議長（坂本康隆君） 水道部長 溝上卓史君。

○水道部長（溝上卓史君）（自席） 水道事業における本市の施設数は、取水井で32施設、浄水場で11施設、ポンプ所で41施設、配水池50施設、合計で134施設と、各施設に設置されました機械、機器等のほかに管路702キロメートルの管理を行い、安全

で安心な水道水の安定供給に努めてまいりました。

今後におきましても、安定的な給水を持続していくために、施設の重要度等を考慮した更新計画に基づき更新を行い、健全性の維持に努め、優先度の低い施設においては、劣化状況に応じた補修を行いながら適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 中尾太久也君に少し申します。発言するときは、「5番」ということ、番号をお伝えください。

5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） 続きまして、経営の状況における給水収益に対する企業債残高の割合は、平成26年度の全国平均283.7%、県平均は460.5%であるが、本市では平成27年度567.7%と、全国平均の約2倍、県平均の約1.3倍と比較的高いが、簡易水道の上水道への統合後はさらに上昇するが、この取り組みはどのように考えますか。

○議長（坂本康隆君） 水道部長 溝上卓史君。

○水道部長（溝上卓史君）（自席） 平成30年4月より、4つの簡易水道事業特別会計を水道事業へ統合を予定してございます。

統合後の給水収益に対する企業債残高の割合は上昇します。この増加分に対しては、統合前と同じように総務省の繰り入れ基準に基づいて、統合後においても一般会計からの財政支援を受け、企業債の償還を行ってまいります。本市水道事業の企業債残高は、全国類似団体と比較しますと高い水準にあるため、今後、大規模な施設等の更新投資を実施する場合、交付金事業等財政に有利な事業を活用し、企業債の発行を可能な限り抑制し、持続可能で健全な財政運営に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほういただきたいと思っております。

○議長（坂本康隆君） 5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） 健全で効率的な経営を目指すため、水道事業経営計画が策定されております。この水道事業経営計画をどのように考えて実施していくのか、お尋ねします。

○議長（坂本康隆君） 水道部長 溝上卓史君。

○水道部長（溝上卓史君）（自席） 本市では、今までに経営の効率化、健全化を推進するという目標のもと、平成18年度に27人であった職員数を平成29年度では22人に削減し、平成25年からは窓口、開閉栓、滞納整理、給水停止の業務を民間に委託するなど、サービスの向上と経費の削減を図ってまいりました。また、水道料金水準の適正化を図る目標のもと、平成22年度から河北・河南水道事業、簡易水道事業及び飲料水供給施設事業の料金を統一し、料金単価の市内統一と料金体系の見直しに取り組みました。

近年、本市の水道事業の経営状況は、料金収入が減少傾向にあるため、ますます悪化が予想されます。また、財政状況においても多額の企業債の返済や老朽化した施設の更新費用により悪化していくことが考えられます。

このような財政状況の中、当市水道事業は今後、三つの経営戦略を掲げ経営に取り組んでまいります。一つ目は、適正な水道料金を水道運営審議会で検討すること。二つ目は、企業債残高を適正な水準にするため、企業債借入額を元金償還金の範囲内に抑制すること。三つ目は、健全な財政運営を維持するため、最低限の資金として約10億円を確保していくことです。

御質問のあった健全で効率的な経営を目指すため、今後の水道事業経営ではこれらの経営戦略に基づき、投資計画においては、将来の給水人口に見合った適切な施設規模を設定し可能な限り施設のダウンサイズを図り、適正な投資額を設定します。また、財政計画においては、国・県の交付金事業の積極的な活用と適正な水道料金の設定を行い、また民間委託範囲の拡大と水道事業の広域化の研究により経営のさらなる効率化を図り、投資計画と財源計画の均衡を図ってまいります。

○議長（坂本康隆君） 5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） それでは、機能を維持しつつ可能な限り施設、整備、管路を延命化し、更新投資を抑制するとしているが、更新基準年数で今後50年で更新費用約600億円と試算されています。この費用をどのように確保していくんですか。

○議長（坂本康隆君） 水道部長 溝上卓史君。

○水道部長（溝上卓史君）（自席） 全国の水道事業は、施設の急速な老朽化により、これまで経験したことのない大規模な施設の更新や再構築の時期を迎えようとしています。また、人口減少に伴い給水収益の大幅な増加が見込まれない中、財政状況の悪化も懸念されています。

厚生労働省では、水道施設の計画的更新は全国水道事業者共通の最重要かつ喫緊の課題とし、中長期的な視点を持って資産を適切に管理し、次世代に健全な水道を引き継いでいくためのアセットマネジメント（資産管理）を推進し、現在の全国の水道事業の必要不可欠な取り組みであることを位置づけています。

本市は、厚生労働省が推進する水道事業のアセットマネジメント手法を取り入れ、平成27年度、28年度の2年間で既存の全ての水道資産に関する基礎データの整備や点検、診断を行い、現有施設の健全性を適切に評価し、将来における水道施設全体の更新需要の規模・ピーク時期を把握し、施設の延命化とダウンサイズによる費用抑制を考慮した結果、今後50年間の更新費用として、約600億円が必要であると試算しております。

しかし、本市の水道事業の経営状況は、人口減少による給水収益の減収により年々経営状況の悪化が予想されており、また財政状況では、全国の類似団体と比較しても多額の負債を抱えている状況であるため、現状では600億円の投資事業を全て行うことは困難です。

従って、今後の計画期間は50年間のうち最初の20年を短期計画とし、残り30年間を中長期計画としました。今後の短期計画においては、整備優先度の高い更新事業約90億円の投資事業を計画し、そのため財源計画として国・県の交付金や企業債の活用、適

正な料金設定、またさらなる経営効率化により財源を確保してまいりたいと考えております。まずは、この最初の20年間の短期計画をしっかりと履行した後、その後の30年間の中長期計画を水道事業の財政状況や社会情勢の動向を見きわめ、実情に応じて計画してまいりたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂本康隆君） 5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） ただいまの答弁において、まず、この最初の20年間の短期計画をしっかりと遂行するとありますが、短期計画に基づく事業はどういうふうなことでございますか。具体的な計画をお聞かせください。

○議長（坂本康隆君） 水道部長 溝上卓史君。

○水道部長（溝上卓史君）（自席） 災害や事故等に対しても安定した供給を行うため、拠点施設の耐震化や更新が重要であると考えております。

今後、効率的・効果的な耐震化を実施するため、耐震化計画に基づき実施し、大きな災害が発生した場合に備え、待避所、拠点となる病院に接続される配水管を基本管路と位置づけ、優先的に更新を進めるとともに、応急給水体制の整備の一環として、配水池に緊急遮断弁を設置し、水道水の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） この基本計画において作成されております多大な投資計画となっております。これは、独立採算制ということで水道料金にはね返ってくると思いますが、将来において持続可能な水道事業とするため、適正な水道料金水準についてどのようにお考えですか。

○議長（坂本康隆君） 水道部長 溝上卓史君。

○水道部長（溝上卓史君）（自席） 先ほどから答弁させていただきましたが、本市の水道事業の経営状況及び財政状況は、今後ますます悪化が予測されます。しかしながら、水道事業を継続していくためには、本市が計画した更新計画を必ず実行しなければなりません。このため、更新費用と現在の水道料金水準での財政収支見通しを検証したところ、安定した経営が困難となり、水道受益者の方には、ある一定の御負担をお願いしなくてはならないと考えております。

本市は、現在、紀の川市水道事業運営審議会を設置し、「紀の川市水道事業運営の今後の方向性について」議論しています。適正な水道料金水準については、この審議会におきまして審議を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂本康隆君） 5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） 今、水道事業運営審議会で、今後の水道事業の方向性について議論をしているとのことですが、この審議会の構成員はどのようになっていますか。

また、審議会から答申が出されるころは、いつごろになるのですか。

○議長（坂本康隆君） 水道部長 溝上卓史君。

○水道部長（溝上卓史君）（自席） お尋ねの水道事業審議会の構成員でございますが、紀の川市水道事業運営審議会条例に基づき、学識経験者3名、水道使用者代表として11名、内訳は、旧5町の区長会長経験者、女性団体代表者等でございます。

答申が出されるのはいつごろになるのかとの御質問ですが、任期が平成31年12月までとなっておりますので、それまでには答申が出されるものと考えております。

○議長（坂本康隆君） 5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） それでは、最後になりますので、市長にお答え願います。

今まで市の水道においては、安定した供給をするためには莫大な投資が必要だということをお聞きしました。これは、市民の生活基盤である水道を維持し続けるためには、老朽化した施設、水道管等の更新や地震等の自然災害への対応と、水道を取り巻く環境は厳しい状況であります。将来において持続可能な水道事業とするため、水道料金の改定もやむを得ないかと思いますが、今後の水道料金についての市長の考えはどのようになっておりますか。

○議長（坂本康隆君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中尾議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

水道料金の問題、それまでに先ほどから担当部長から中尾議員に対しての今後の取り組み等々について説明がございました。

合併13年目を迎えて、合併当初、水道料金は旧5町のその町のままの水道料金で行くということで、当面の間そうしていくという協議会の中で決まって、合併後、5～6年、もっとですか、その料金で進めました。

当時、どこの町とは言いませんが、安いところは120円台、立方メートルですよ、そして、高いまちは250円ぐらい、倍ほどの違いがあったわけでありまして。それを合併した以上、同じ市民ですから、統一した料金にしていくということが大事ではないかということで、当面の間考えていただいて、今、10立方メートルまでを1,440円、単価にしますと、段階的にはいろいろ違いますけれども、その高いところ、安いところの調整を図って、150円ぐらいの値段に調整を今しているわけですね。

それが、まず市民の皆さん方には安全・安心な水を供給する、そしてそんな中で同じ料金でやっていくという基本の中で、先ほど各部長が答弁あったように、人口減少等々の中で水道の水の利用度も減ってきている中で、また老朽化、いろいろしている中で、議員言われたように、今後の水道料金については、市民の皆さん方にも協力をしていただかなければならない。もうどうにもならんようになってから水道料金をめちやくちや上げる、そういうことではなしに、今後その審議会や議会の皆さん方と十分相談をしながら、計画的に水道料金についても考えていけたらなと、そう思っております。

しかし、再度再度、2年、3年ごとに水道料金が上がっていくというようなことも、また難しいし、そこらあたりを十分市民の皆さん方、また代表する議会の皆さん方等と相談

をしながら考えていき、とまることのできない水道事業でございますから、いろいろと御協力をいただけたらなと、そのように思っております。

○議長（坂本康隆君） 以上で、中尾太久也君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、14番 川原一泰君の一般質問を許可いたします。

14番 川原一泰君。

○14番（川原一泰君）（質問席） おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、質問頑張りたいと思います。

私のきょうの質問については、分割方式で一応やらせていただきます。

そして、中身については、これからの紀の川市が進むべき発展的方向についてということで、大層なタイトルでございますが、私なりのその考え方、思いというものをしっかり話をさせていただいて、そして担当部局のほうから答弁を引き出してまいりたいと、このように思っております。そして、最後に中村市長の私からしゃべらせていただきました中身について、見解を答弁としていただけたらなと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ことしの1月7日に、商工会の恒例になってございます新春交歓会が旧粉河町のふるさとセンターの小ホールであったわけなんです、その中での中村市長の挨拶の中に、合併した自治体に対して、合併特例債という形で、そして自治体がそれぞれ住みやすい環境づくりや基盤整備をしていくという、その方向の中での来年の支援として、合併特例債という形でそういった制度が出てきて、それが10年という期限つきでございまして、これも10年がもう過ぎてまだまだしなきゃならないことがたくさんある中で、国のほうにこの期限の延長を要望しているんだという挨拶の中でもこういう話があったわけなんです、この制度にしましても10年という区切りがございまして。

そして、道路整備事業に関する国からの財政的な特別措置に関する法律ということで、そういう短く言えば、「道路整備財特法」という法律があるわけなんです、一般的に地方の道路整備だけに国から財政支援をしていただく制度、これが大体50%というのが普通でございますが、これを55%にかさ上げをして、そして平成29年までという、これも期限つきで55%で支援をしてくれとる、これが社会資本整備総合交付金という形で各町に支援をしていただいていたわけなんです、これも29年度で終わりました。

そういう流れの中もあって、この制度もこの間の第4回紀の川市の定例会の中での産業建設常任委員会の中で、国に対して、この制度の延長をお願いしようやないかという方向になりまして、本会議に提出をさせていただいて、そして紀の川市の議会からの意見書として国のほうに提出をするという方向になったわけなんです。

それと、さらに国からの、これも今、申し上げたのは29年度で終わっていますが、さらに地方創生事業という国からの事業が、これも5年という区切りがございまして、これも国からその制度を出してからもう3年たつわけなんです。5年ということでございます

から、あと2年足らずしかないという流れになってございます。

いずれにいたしましても、国からの地方に対する財政支援の制度というものは、ほとんどが年限がある、いわゆる期限がある。いつまでもその支援をしてくれるという形ではない。そういう中で、紀の川市としてもしっかり紀の川市の方向性というものを的確につかんで事業化をして、そして早くからこういった有利な制度に乗っけて展開をしていくというのは、これは一番ベターな方向だろうと、このように思っているわけなんです。

そういうときに、この間、全協の中で執行部から機構改革をするんだという説明があって、その中に企画部の中で「地域創生課」という課をつくって、そして人口問題であったり、自主財源の確保であったり、移住定住の問題であったり、こういった大変な中身のことをしっかりやっていくんだという説明があったわけなんです。

この地方創生ということは、大変な中身でございまして、今、紀の川市の中でも課題になっている、全ての意味合いが込められた部分なんです。その新たに課をつくって、そして先ほど申し上げた方向でしっかりやっていくんだという、これを聞いたときに、何ぞ遅いんじゃないのという、個人的にですよ、私個人的にそういう思いがしたんです。

そこで、執行部はしっかりやると言うてるんだからやってもらったらいいわけなんです。この地域創生課というものをつくって、これからの紀の川市をどういう方向に引っ張っていくべく、どういった事業を考えているのか。そういう、今、恐らく課をつくるぐらいですから、この4月からもう出発するわけなんです。その方向の中でしっかりそのことも考えておられるんだろうと、このように私思います。具体的にひとつお聞かせいただけたらなと、このように思います。

それと、国からのいろいろな制度があって、紀の川市として乗りおけている部分がないのかどうか。失礼な質問でございますが、このことについても答弁をいただきたいなと、このように思います。

そして、先ほどからも申し上げておりますとおり、これからの紀の川市、これはどういった的確な判断をして方向に引っ張っていくかということ、行政の中でどういう方向づけをしていくかということ。そして、その紀の川市の周辺環境なり状況が変化をしてくる、そういう中でどのような対応をしていくかということ、紀の川市がどういう対応をしていくかということ。

こういう方向から考えたときに、京奈和高速ができて、紀の川インターができました。紀の川インターから関空に向けての直接道路の建設、この方向は非常に紀の川市にとっては発展的方向に向けて考えるときには、大変な経済効果を及ぼすであろう、この道路の建設だろうと思っています。

そういう中で、今、大阪府側で七つの市町、和歌山県側で10個の市町が、トータルにして17の自治体が期成同盟会をつくって、その頂点に中村市長がなられて、その道路の建設に向けてしっかり頑張って調査研究をしていただいているところでございますが、非常にこの道路の建設に向けては期待をしているところでございますが、この建設について

は、何んといっても以前からずっと中村市長に申し上げているわけなんです、まず中村市長の政治力が一番だろうと、私個人的にですよ、思っています。これは、ごますてるのでも何でもありませんでね。それに、あとにはやはりこの17の自治体、この17の自治体に住まわれている住民の皆さん方が、日常生活の中でしっかり語りぐさにしていただいて、この道路の必要性というものを意識していただいて、そして息を上げて、住民の息を上げていただくということ、これも非常に大事なことであろうと思っています。

そして、この間、産業建設常任委員会終わった後、私ちょっと申し上げたんですが、そのときに、議長も副議長もおいでいただいてございましたが、紀の川インターから関空に向けての道路の南の玄関口は紀の川市なんですね、これはわかり切ったことですが。そういう中で、紀の川市の議会としてもしっかりこの17の自治体の議会に対して働きかけをして、そして議員一同に集まっていただいて、そして道路の建設に向けての意識を高めるべく一つの集いを持っていくと、こういうこともこれはやっていかないかんのやないかということをお願いして、そして議長、副議長に、この話も一遍、市長に話をしておいてくれよということをお願いした経緯がございますが、恐らくこれからも議長もその方向に向けて尽力いただけるものと私は思っています。

そういう中で、総力戦で一日も早い道路の建設に向けて頑張っていくかという状況に今なってきてございます。そういう中で、それがその方向に対して紀の川市はどう対応していくのや、どういう状況をつくっていくのやということになるわけですが、今、紀の川インターから国道24号線バイパス、そこにつながってございますが、南北のこの道路、この道路が都市計画の中で4車線に拡幅されるという方向も聞いてございます。そして、この道路の西側50メートル、東側50メートルも用途地域の指定をしていくという方向、さらにナショナルのその信号から井阪までの間のバイパスですね、バイパスの南北50メートルも、これも用途地域の指定をしていく方向になってきているということでございますので、この方向は私が見させていただいて画期的だと、非常に内心喜んでおるところでございますが、そういう皆さんも御存じのとおり、夜ですね、和歌山から橋本向いて走ってきたときに、岩出市へ入ってくると、非常に明るい。しかしながら、紀の川市へ入ってくると暗がりになっているという、こういう一つの、極端に言うたらそういう流れになっているわけなんですね。

そういう状況の中で、用途地域の指定をして開発をすることによって、岩出に負けない非常に先が明るいわけですが、そういう方向に変貌する一つの要素になっていると、このように思いますし、そういった中で、今、本庁の周辺道路整備をされてございます。そういう中で、私はこの本庁から紀の川インターのその地域までの間、いわゆる粉河加太線を中心にした南北、この地域を今、計画しておる用途地域の指定をする方向の計画をしている部分に上乘せをして、しっかり用途地域の指定をするエリアを広げて、そしてその来るべきこの道路の紀の川インター、関空のこの道路に対しての紀の川市からの手だてとして、方向性として、対応として、そういう方向を持っていくということは非常に的

を外れたものではないんじゃないかなと、このように思っていますが、そういう方向に対して担当部局がどうお考えになっておられるか、この点についてひとつ御答弁をいただきたいと思うのと。

そして、紀の川市の課題というものは、まず人口問題があるでしょう。そして、税金による税收、自主財源の確保、こういう問題もあるでしょう。さらに、移住定住の問題、こういった一つの紀の川市の課題があるわけなんですけど、用途地域のエリアを拡大することによってそういった課題も克服される要素が十分あると、このように私解釈していますので、前向きな担当部局の答弁をいただきたいなと。

それと、そういう方向を仮にとった場合には、この間、調べさせていただきましたが、本庁の周辺の保育園ですね、園児の收容能力がもう飽和状態になっているということでございますので、保育園の充実ということに対してどのようなお考えを担当部局としてなされておるか、この点についてもひとつ御答弁をいただきたいなと、このように思っていますので、どうぞよろしく。

1回目の質問、終わります。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 川原議員の御質問にお答えいたします。

平成30年度を初年度とする第2次紀の川市長期総合計画の策定業務は、現在、最終段階に入っているところでございます。

また、長期総合計画の策定とあわせて、長期総合計画を着実に推進し、さらに市が抱える政策課題を解決するために行政組織機構改革を実施し、平成30年4月から新たな組織体制で取り組む計画となっているところでございます。

新たに企画部内に設置される「地域創生課」においては、人口施策、定住施策、シティプロモーション、ふるさと納税、交通施策など、紀の川市が直面している問題に取り組んでまいります。

特に、人口増加対策に向けた取り組みの一つでありますシティプロモーションにつきましては、市外に紀の川市の魅力を効果的に発信し、紀の川市を知ってもらい、訪れていただき、最終的に移住していただけるような一貫性・ストーリー性を持った紀の川市のイメージを発信してまいります。

また、移住・定住を推進するために、市内にある空き家の「わかやま空き家バンク」への登録を推進し、紀の川市への移住を希望される方々にお応えできる住宅を確保・提供したいと考えております。

このように、今年度までは別の部署で実施しているシティプロモーションや自主財源の確保、紀の川市のPRにつながる「ふるさと納税」などの事業を地域創生課に集約することで、人口施策・定住施策など地方創生に基づく事業をあわせて推進することができ、より一層効果を得ることができるものと考えております。

次に、国の財政支援に対する取り組みにつきましては、財政状況が厳しい中、事業実施に当たっては、全庁挙げて財源確保の観点から、常に国の補助金獲得を視野に入れながら事業を推進しているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） 川原議員の質問に答弁させていただきます。

（仮称）京奈和関空連絡道路の実現に向けて機運を高める推進活動ではございますが、御存じのとおり、平成27年7月に、より広域的なかつ強固な組織として要望活動を発展させるために、大阪府4市3町、和歌山県5市5町の17市町で「京奈和関空連絡道路建設促進期成同盟会」を発足し、活動の輪を広げてきております。

また、昨年からはさらなる広域的な組織として活動するため、奈良県内の京奈和自動車道沿線の自治体にも本期成同盟会の加入を呼びかけ、本年1月には奈良県五條市、御所市、大和高田市、橿原市、桜井市の五つの市が新たに加盟していただくことになっております。奈良県内5市が加盟することによりまして、奈良県内からの機運の高まりが期待されるとともに、全22市町で構成するさらなる広域的な同盟会になることで、今後の活動等がより強固なものになると確信しております。

毎年の要望活動といたしましては、紀の川市・泉佐野両市長、同盟会の顧問であります県議会議員、府議会議員で、近畿地方整備局及び大阪府、和歌山県に本道路の早期実現に向け、それぞれ要望活動を行ってございます。本年度につきましても、1月に近畿地方整備局長及び大阪府知事に、2月には和歌山県知事にそれぞれ強く要望を行ってきたところでございます。

また、本道路が果たす役割の検討を行うため、大阪府、和歌山県、泉佐野市、紀の川市の4者による京奈和関空連絡道路調査検討会を平成28年4月に設立し、構想の具体化に向けた調査を行ってまいりましたが、今後もさらなる必要性を訴えるべく「観光」・「工業」・「農業」・「まちづくり」・「防災」・「緊急医療」等の観点から調査を継続してまいります。

さらに、要望活動や調査業務と並行して機運の盛り上げるための活動といたしまして、平成28年度に紀の川市の市民向けフォーラム、平成29年度には泉佐野市での市民フォーラムに続き、今後も継続して22市町の市民や京奈和道沿線への進出企業、農業・商工・観光産業等を巻き込んだフォーラムの開催や啓発活動を積極的に取り組み、加盟市民の意識の醸成と機運を高めていくことが、本構想の実現に向け、少しでも前進していくよう多方面に対し推進してまいりたいと考えております。

京奈和関空連絡道路が実現することによる市に及ぼす経済効果や粉河加太線沿線を中心とした用途地域の指定エリアの拡大につきましては、現在、合併して12年がたち、土地利用規制誘導方針ができ上がり、用途地域等の指定を進めております。

まず、基本的には、初めは小さく、今回の土地利用規制誘導方針で進め、5年、10年といった一定の期間を基準として、周りの状況、その時々市の経済情勢を踏まえつつ、

必要に応じて変更することが望ましいと考えております。必要に応じて現在検討しています用途地域の指定につきましては、現在、市の経済状況を考え、旧貴志川町、旧打田町に商業地指定を行い、それにつながる4車線化を都市計画決定しています県道泉佐野打田線沿いで、京奈和道路の紀の川インターまでを商業地指定し、開発を誘導してまいりたいと考えております。

議員が提唱されましたように、京奈和関空連絡道路の実現は、市の経済情勢、人の動き、移住・定住の考え方が一変し、市にとって夢の道路となることを確信しますし、実現可能な、実現しなければならない構想だと思っております。今後、この構想が具体的に動き始める時期を見きわめ、市役所より北部の土地利用誘導規制についても、積極的に推進していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（坂本康隆君） 保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 川原議員の「京奈和紀の川インター」から関西国際空港への直接道路の推進と、その実現が見えてくるときに進めなければならない開発や人口対策、定住対策などのその一つであるところの保育所対策について答弁申し上げます。

今、一丸となって推進しなければならない京奈和紀の川インターから関西国際空港への直接道路について、今後の紀の川市を見据えたときに、市の玄関口となることが見込めるこの打田エリアでの保育所対策についてであります。合併以来、効率的かつ持続可能な保育の実施として、公立保育所の統廃合や民営化を進めてまいりました。少子化が進むという人口推計の中、保育の持続性や効率性という点では、一定の成果があったと思われま

す。

現在、紀の川市全体では、年度の当初で保育所入所をお待ちいただくということはほぼありませんが、議員が御指摘のとおり、打田地域ではゼロ歳から2歳の低年齢児保育において希望どおりの保育所に入所できず、第2希望、第3希望に回っていただくという状況が見受けられます。

紀の川市全体の第1次保育所再編については、粉河地区の保育所の再編により平成30年度末で一定の区切りとなりますが、今後、第2次計画策定においては、保育実施の継続性や効率性の進めはもちろんです。議員が申されるように、紀の川市の発展的な方向性を見きわめ、必要に応じ既存保育所の増改築、あるいは民間の参入なども勘案しながら、機を逸することなく、他の人口増加対策とともに取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

14番 川原一泰君。

○14番（川原一泰君）（質問席） 各部長に答弁をいただきました。

企画部という部署は、私個人的には、紀の川市を発展的方向に連れていくためのいろいろな企画・立案をしっかりと幾とおりに作り上げて、その中でどういう方向が一番的確か

ということを各部署合わせて選択をして、そして実行に移していくと、事業の実行として移していくと。その紀の川市の方向を決めていく一番かなめになっている部分が、企画部ではないかという、個人的にはそういう思いが常にしているんです。

そういう意味から、今、企画部長の答弁をいただきましたが、非常にかわりばえのない、新しい斬新な部分も何にも見えない答弁に聞こえたんですね、私。紀の川市の長期総合計画を実行に移すために機構改革をすると、そして企画部の中に、いろいろありますけども、地域創生課というものをつくって、紀の川市の課題を克服するためにしっかりやっていくんだということであったので、今、聞かせていただいたら、今まで各部署でやっていたものを集約してその課でやるだけの話ですやん、今の答弁だったら。それではあかんで。

だから、平成27年9月でしたかな、紀の川市のまち・ひと・しごと創生人口ビジョンという、これを策定をして、さらにそのときに紀の川市のまち・ひと・しごと創生総合戦略という方向も策定をしてございますが、もうそれから2年半たつんですよ。今回の私の質問に対して、そういった部分も含めてしっかり、「ああ、なるほど」というような答弁が出てくるのかなと非常に期待をしていたわけなんですけど、何もなかった。

そういう中、これから長期総合計画を形にしていくのには、今、平成28年8月に第2次長期総合計画が出されてございますが、この方向は今、基本構想ができ上がってございます。しかしながら、まだ基本計画、そしてその下の実施計画までやらないかん方向なんです。この実施計画までいって、どういう事業をやっていくかということを選択して、そしてその事業をやるためにどこからその財源を引っ張ってくるかということまで計画しなければ、この長期総合計画のその意味がないわけなんです。そういう方向の中で、しっかりやってくださいよ。後でまた、部長の答弁いただきたいと思いますが。

それと、再度、建設部長に答弁をいただきたいんですが、この長期総合計画の中に、社会情勢や周辺環境変化が起こった場合には柔軟に対応していくということを書かれているんですよ、長期総合計画の中に。そういう意味からして、先ほどから口酸っぱく申し上げております、今の計画しておる用途地域の指定の上にエリア拡大をしているという方向、これは紀の川市のこれからの課題を克服する意味においても、いずれにいたしましてもこの方向は間違っていないと私は思っておりますので、いま一度、このことに関しての部長の建設的で発展的なひとつ答弁をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。
○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 川原議員の再質問にお答えいたします。

第2次紀の川市長期総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成しており、基本構想は、平成29年第3回議会定例会で可決していただいております。

基本構想を実現するため、行政と市民が一体となって進める具体的な取り組みを体系的に示した基本計画と毎年度の予算化の中で事業実施を図る実施計画は、平成30年3月末までに策定する予定となっております。現在策定中の基本計画及び実施計画に基づき、紀

の川市の将来像である「人が行き交い、自然の恵みあふれる住みよいまち」を着実に実現するため、全庁的に連携を図り取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） 川原議員の再質問にお答えいたします。

用途地域指定の拡大によるさらなる経済効果の波及を考えてはという再質問でございますが、議員がおっしゃられますとおり、京奈和関空道の実現により、市の経済情勢は一変することは、先ほど答弁で述べたとおりですが、いかに都市基盤の形成を行っていくのか、また土地利用誘導を行うのは用途地域指定が最も効果的な手段と考えております。

9月議会で承認いただきました第2次紀の川市長期総合計画基本構想の中でも、「都市基盤・生活環境」の分野で、「関西国際空港や大阪へのアクセスのよさを生かしながらさらなる交通の利便性を高め都市基盤の形成が重要です」と位置づけておりますので、具体的に、この構想が動き始める時期に、土地利用誘導規制についても積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再々質問、ありませんか。

14番 川原一泰君。

○14番（川原一泰君）（質問席） それでは、再々質問ということで、市長にお願いをしたいんですが、私も先ほどからるる申し上げましたとおり、この方向に対しては非常に関心を持たせていただいて、一議員としてやるべきことをしっかりやっていかないかという思いがあるわけなんです。

そういう中で、あの当時の話をさせていただきましたが、私がしゃべらせていただいたその話の内容について、中村市長の見解と答弁としていただけたらなと、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 川原議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

京奈和関空道路の問題、これは夢の夢というか、紀の川市が発足以来、言い続けてまいりました。やっと平成27年に大阪泉佐野を中心とする7市町、また和歌山の10の市町が期成同盟会を立ち上げて出発した。その中で、昨年12月には奈良県の5市が一緒になって頑張ろうということで加わっていただいた。

それと、大阪府、和歌山県も200万円ずつの調査費を出して、また泉佐野市、紀の川市も同じ200万円ずつ出して、800万円の少ない費用ではありますが、捻出をしていると調査をしていただいております。

その経過を聞いたとき、この間、大阪府にも陳情に行つてまいりました。京奈和できて大分便利になりましたという話の中で、岸和田からその第2工業団地へ来てくれる企業があったわけですね。大阪にとっては、和歌山に企業をとられたという感覚があるわけです。

余り大きな声で言いにくいんですけど、京奈和の話は。それは、うちにとってはありがたい話ですが、それはいろいろな事業の過程の中で、和歌山から大阪へ行くこともありますし、大阪から和歌山へ来てくれる、いろいろなことがあると思いますという話をしたんですが、そういうこともありました。

そんな中で、私はまずこの関空へ通ずるこの道ができるということは、和歌山県にとり、紀の川市にとり、また奈良県にとっても、いいことはわかっているんですが、この近畿の交通エリアの中で、この道の必要性、またこの道ができたときの波及効果等いろいろと総合的に判断をした中で位置づけをされていく、その今、第一歩が始まったというぐらいの段階だと思っております。ということで、3年や5年でできる話ではないなと。皆さん方も元気でこの道が見通しつくまで頑張ってもらわないかん、私もこの4年間で終われるのかなと、それは冗談ですが、思っているぐらい大事であり、重要な課題ではないかなと、そういう位置づけであります。

そういうことで、国において、今後、今、大阪、和歌山、泉佐野、紀の川で出しておる調査費に加えて、国として今いろいろと御検討をいただいております、軌道に乗っていくその機会を一年でも早く取り組んでいただけることを和歌山県選出の国会議員先生方や、また両府県の知事、奈良県の知事も加わっていただいて、運動展開、これが市会議員の皆さん方、その和歌山、泉南地域の17の市町の議会、また奈良県の加わっていただいた議会の皆さん方にも総勢で参加をしていただいて、二階幹事長いわく、東京まで見える大きなアドバールーンを上げて運動展開をしていくことが、執行部だけが先走っているとか、そういうことではなしに、住民の皆さん方も、また企業の皆さん方も一緒になって参加をしていただいてこの機運を高めていく、そのことが大事ではないなと。

先ほどからいろいろと京奈和自動車道、打田インターから・竹房へ通ずる都市計画道路、これは合併のときに県に私は申し上げておりました。京奈和がつけば、これは必要ありまよということで、なかなか県が立ち上がってくれなかったんですが、仁坂知事も「市長の言うとおりのやっ、済まなんだ」という話でありまして、今いろいろと頑張ってくださいしておりますが。

それと同じではありませんが、川原議員言われる、いろいろ先ほどからの地方創生、また紀の川市の課の増設・縮小等々の関係の中で、担当部局がもっと頑張っていけるような体制をつくれということではありますが、この関空道路、そう1年やそこらでどうこういうことにはならんなと思いますので、並行していろいろと考えていきたいと、そう思っておりますので御理解いただきたいなと、そう思います。

〔川原議員「終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） はい。以上で、川原一泰君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時47分）

（再開 午前11時00分）

○議長（坂本康隆君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（坂本康隆君） 次に、10番 大谷さつき君の一般質問を許可いたします。

10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ただいま議長の許可いただきましたので、通告順に従い、分割質問方式で一般質問を行います。

今回、本市の魅力発信と資源の利活用についてを質問いたします。

近年は、訪日外国人の消費が地方経済を押し上げています。官公庁は、2017年の訪日客数は、前年比19.3%増の2,869万人となり、過去最高を更新したと発表しました。国別では、中国が最も多く735万人、15.4%増、次いで韓国の714万人、40.3%増となっています。2017年の外国人旅行者消費総額は、前年比17.8%増の4兆4,161億円で、5年連続して過去最高を更新し、初めて4兆円超えました。大阪を訪れた外国人客数は、推計1,110万4,000人で、消費額は1兆1,852億円、関西国際空港を発着するLCC格安航空会社の新規就航などが寄与したようです。

日銀大阪支店は、ことし1月に奈良や和歌山などインバウンド（訪日客需要）は、地域的な広がりを見せていると指摘しました。また、昨年10月には、関西経済への影響については、人口減少で縮小一辺倒だったところに、もう一度成長の機会が出てきていると評価しています。かつては、都市部での爆買いが注目された訪日客の消費ですが、近年は「モノ」の消費から体験などを求める「コト」の消費に関心が移りつつあります。これに伴い、郷土料理や自然の風景、歴史的建造物など地方に残る日本らしさに触れることに関心が高まり、訪日客の足が地方へと向かっているようです。

こうした状況を受け、日本政府観光局は国や地域別に重点地域を定め、訪日客の地方誘致を進め、2020年までに訪日客4,000万人、旅行者による消費額8兆円を目標に掲げており、訪日外国人は今後もふえ続けて見ているようです。

本市においても、貴志駅を中心に毎日多くの訪日客が訪れます。こうした流れの中、紀の川市のすばらしさを体験し、少しでも滞在時間を長く楽しんでいただけるよう資料館や体験ゾーンなどを考えてはどうでしょうか。今、本市においても、「守り」から「攻め」の観光戦略が必要だと考えます。

そこで、次の2点についてお伺いします。

1点目として、本市にはタマ駅長で有名な貴志駅に近いところに平池緑地公園があります。平池緑地公園は、県下最大級のため池があり、野鳥の生息地でもあり、野鳥観察のスポットとしてバードウォッチャーたちにも人気です。また、「和歌山の朝日夕陽百選」に選ばれている名所でもあります。最近は、黒鳥も飛来しています。貴重な水生植物の生息

地、また貴志川流域は文化財が多いことから、「紀州の飛鳥」とも呼ばれるなど、多様な要素をあわせ持つ平池緑地公園です。遊歩道も整備され、四季折々にイベントがあり楽しんでもらっています。中でも、ハスの花の鑑賞に多くの方が来ていただいています。来園していただいた方々に、より興味を持ち、歴史を知っていただくためにも、資料館などを設立し、憩いの場を設けるなど、さらなるすばらしい資源を訪日客または来園者に魅力発信をしてはどうでしょうか。このような取り組みにより、本市での消費にもつながるのではないのでしょうか。

2点目は、フルーツ王国として、市の代表的な地域資源のフルーツのよさを発信し、誘客するために「ぷるぷる博覧会」などがあります。古民家や旧校舎などを利活用して、フルーツのよさやフルーツの歴史など、フルーツ資料館として紀の川市らしさを体験してもらい、SNSの投稿で魅力発信を図って、インスタ映えで世界に発信してはどうかと考えます。

以上を1回目の質問といたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） それでは、大谷議員の質問のインバウンドの滞在時間の延長及び消費拡大について。また、施設等の建設についてお答えいたします。

平成28年度の和歌山県観光客動態調査によりますと、年間約3,487万人の観光客が県内を訪れており、うち外国人宿泊客数は約50万人と年々増加しております。

本市においても貴志駅を中心に日々多数のインバウンド（外国人観光客）が訪れております。その大半は、貴志駅、ニタマ駅長の見学が目的で、駅での滞在時間はわずかなものであり、その滞在時間の延長が課題であり、そこを解決することで地元での消費拡大、地域の活性化につながると思われます。

そのために、現在実施している観光交流創造事業におきまして、地域おこし協力隊が企画立案した「うえるかむきのかわし」と題してワークショップを行い、市民による貴志駅周辺の活性化の一つとして、インバウンドと触れ合いながら駅周辺を散策できる手づくりのイラストマップを制作し、来月には貴志駅にて直接配布を予定しております。

また、現在、貴志駅前に建設中の交流拠点につきましてもフリースペースの貸し出しを行い、インバウンドと地元の方との交流の拠点として活用を予定しています。フリースペースに関しましては、日本文化・紀の川市文化の体験やぷるぷる博覧会で行っているようなさまざまな体験も提供できる場として貸し出しを行ってまいりたいと考えております。

議員からのハスの資料館並びに憩いの場の設置でございますが、平池緑地公園は、ハスは大切な資源であり、市といたしましては紀の川市でのインバウンドの滞在時間の延長を図ることを優先課題として、これからの観光客の動向、地域の盛り上がり等を考え、今後の検討案件とさせていただきます。

次に、紀の川市の資源であるフルーツのよさの情報発信による観光客の誘客、紀の川市

らしさを体験できる施設の施設について答弁させていただきます。

フルーツ王国紀の川市の地域資源として、フルーツのよさを発信するためにさまざまな取り組みを行っています。昨年開催しました「ふるふる博覧会」では、「遊んで、学んで、つながって」をテーマに、3月5日から4月9日までの36日間に62人の仕掛け人が62種類、273回の体験を市内各地で催し、市内外より約3,900人が参加いただきました。なお、現在、第2回ふるふる博覧会の実施のため、市内外に参加の募集をしております。中には、既にキャンセル待ちも出ている体験会もあると聞いております。

また、市民の自主的運営により始まった紀の川フルーツ・ツーリズムの活動を通じて、観光ファンクラブの創設やDMO（観光地域づくり組織）の設立準備会により地域資源の発掘を行い、それらを活用した観光商品をつくり、いろいろな媒体により試験販売も行っております。

議員からの古民家や旧校舎などの利活用ですが、市内の古民家につきましては、民間においてリノベーションを行って、カフェ、ゲストハウス等として地元食材を提供して営業されているところはございます。現時点で、古民家や旧校舎を利用する計画はございませんが、今後フルーツ・ツーリズム推進において郷土料理、自然風景、歴史的建造物の最適な活用につきましても市民の方々と探っていきたいと考えています。

また、観光振興のための地域資源を情報発信するためにインスタグラム・フェイスブックなどのSNSは、費用をかけずに多くの人に瞬時に伝えることのできる媒体でありますので、今後も活用の充実を図ってまいります。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ただいま担当部長から御答弁いただきました。貴志川地域の観光の推進については、現在、建設中の紀の川市観光交流拠点の今後の取り組みを御説明いただきました。平池緑地公園はもとより、周辺観光資源を面として考え、観光交流が盛んになることにより地域の活性化を図るとの御答弁いただきました。

また、紀の川市の地域資源であるフルーツのよさの情報発信による観光客の誘客については、観光に携わる各種団体、組織が連携した組織、DMO（観光地域づくり団体）により、紀の川市の情報を最大限に発信し、観光客の誘致につなげる答弁をいただきました。

そこで、再質問いたします。

今後の市の魅力発信と資源を利活用していくにはどのような取り組みを推進し、フルーツのまち紀の川市のブランド力を高めて交流人口の増加を図っていくのか、具体的にお聞かせください。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 大谷議員の再質問である紀の川市の魅力発信と資源の利活用、フルーツのまち紀の川市のブランド力を高めるにはの再質問にお答えしま

す。

平成29年3月に、「紀の川市シティプロモーション戦略」を策定し、「交流人口の拡大・定住人口増加による持続可能なまちづくり」を目指して、地域資源を生かした魅力ある紀の川市の姿を効果的に発信し、「紀の川市ファン」をふやすことで定住人口や交流人口の増加につながり、まちと人が魅力を高め合う好循環の形成がシティプロモーションの効果として期待できます。そのために、紀の川市の魅力を観光面ということだけでなく、「環境」・「子育て」・「教育」・「しごと」・「暮らし」・「地域」それぞれの面から発信しております。

また、資源の利活用については、フルーツ・ツーリズムの活動の中で、市内に存在する自然・神社仏閣・観光施設だけでなく、今まで観光と捉えていなかったもの、少し手を加えたりつなげたりすることによって、人材も観光資源として活用し、うまく観光資源に変換することができると考えております。

市民意識調査におきましても、「紀の川市はフルーツのまち」というイメージがありますかの問いに対し、そう思う、どちらかといえばそう思うと答えた市民の割合が今年度は87.5%と、対前年度6.3%を上昇しました。

この要因につきましても、フルーツ・ツーリズムをはじめとしたさまざまな取り組みの成果によりポイントが上がり、「紀の川市はフルーツのまち」としてのブランド力の認識が市民に高まっていると考えられます。

紀の川市の市民が「生まれ・育て・ずっと住みたくなる」ように、紀の川市の魅力を発信し、地域愛を醸成し、誇りの持てる紀の川市を構築することによって、紀の川市の地域ブランドが高まると考えております。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 最後に、市長にお尋ねします。

貴志駅に訪日客が年間、個人また団体合わせて約10万人の方が来日しています。外国人観光客の旅行形態が個人旅行へと変化する中、体験型観光などのテーマ性、趣味性の高いツアーがリピーター層を中心に人気があり、また海外からの教育旅行のニーズも増加しています。

訪日客の1人当たりの旅行支出は15万3,921円で、前年比1.3%減でした。短期滞在の傾向が強く、消費額の少ない韓国からの旅行客がふえたことが、1人当たりの支出の減少の要因と分析しています。1泊1人当たりの計算では、前年比増加となっているようです。

本市は、宿泊施設が少なく、どうしても滞在時間が短くなってしまいます。本市のブランド力を高め、体験してもらうため、平池緑地公園にハスの資料館等を建設し、憩いの場を立ち上げてはどうかと考えます。

二つ目は、古民家を利活用したフルーツ資料館を創設してはと考えます。

なぜ、紀の川市はフルーツ王国なのか。ただ単に、多種多彩な果物は収穫できるわけではなく、インパクトがとても弱いと思います。フルーツのよさ、歴史など、紀の川市らしさを体験し、知っていただくことが重要だと思います。滞在時間が短いことを利用して、ここで十分に紀の川市のフルーツの歴史を知ってもらい、果物を味わっていただき、SNS等でインスタ映えする画像を世界に情報発信していただけるような取り組みをしていかなければならないと考えます。2020年には東京オリンピックが開催され、和歌山にも新たな観光客が増加します。受け入れの環境を整えておけば経済効果も上がります。

このようなことを踏まえ、本市のすばらしさを体験し、実感してもらい、滞在時間を長くしていただくことにより本市における消費にもつながります。このようなインバウンドの取り組みとして、大変に紀の川市はロケーションがいいと思います。ハスの資料館とフルーツの資料館の創設が、今ぜひ必要だと考えます。市長のお考えをお伺いします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 大谷議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

来日・訪日外国人の消費力の活用、増大していくことが本市にとっても大事だということとは、もう承知をいたしております。紀の川市が持っている資源を利活用し、あらゆる情報手段を利用して効果的に情報発信をしてまいりたいと、そう思っております。

また、平池のハス、この公園にハスの資料館等についての建設、これは前々から考えております。土地も大体、発表できませんが、考えておるわけで、より国なり県の補助金を利活用した中で建設できたらなということで、今、検討をしております。ベトナムから船もいただき、いろいろな資料もいただいている関係上、このままではいかなということは前々から承知をしているわけでありませう。

それと並行して、一緒にフルーツの資料館という話であります。これからまた皆さん方と相談をさせていただかなきゃなんなと思うんですが、特別なフルーツ資料館ということは考えてはおりませんが、1年を通して、今であればキウリとかイチゴ、その次はイチジクと柿、いろいろなフルーツが出てくる、その季節季節の果物を使った商品化とともに、ジュースなどを即売できる、このハスの資料館のところに併設をして、そして平池へお越しをいただく、紀の川市へお越しをいただく、貴志駅で多少そういうやり方をされておりますけれども、紀の川市としていろいろと考えていけたらなと思っておりますので、30年度はまだハスの資料館についてはできせまなけれども、今後に向けて早急に検討してまいりたいと、そう思っております。

○議長（坂本康隆君） 以上で、大谷さつき君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、9番 中村まき君の一般質問を許可いたします。

9番 中村まき君。

まず、子どもの貧困と子育て支援についての質問を許可いたします。

○9番（中村まき君）（質問席） 議長の許可をいただきましたので、一つ目に、子どもの貧困と子育て支援について質問します。

平成28年9月議会でも同様の趣旨の質問をしました。そのときには、市独自の貧困調査は行わないが、その時点で国が出した子どもの貧困率16.3%と同様の率で本市にも存在することを認めています。さらに、国や県の方針に従い、一生懸命取り組んでまいりたいとの市長の答弁もありました。

その後、昨年、平成29年3月に和歌山県子どもの貧困対策推進計画が出されています。国による大綱とほぼ同じ内容のものだと思われそうですが、県の方針は出されたものと考えています。その中でも、子どもがいる世帯の経済状況、生活状況、それらを取り巻く状況への影響、支援ニーズ等について調査分析を実施し、必要に応じ計画の見直しを行うとされています。また、県内には独自に調査を行うことを計画している自治体もあります。

そこで、ただ対象人数の把握をするだけのものではなく、金銭的に困っている以外にもどのような支援が本当に必要とされているのか把握する必要があるのではないか。そのためにも調査を行うべきではないかということをお聞きします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 子どもの貧困についての認識や貧困の調査ということについては、議員もおっしゃられたように、以前の一般質問の答弁においてお答えしておりますが、市独自の調査ということについては、現在実施する予定はございません。しかし、平成29年3月に、県が、「和歌山県子どもの貧困対策推進計画」を策定していますが、今般、その支援施策や支援制度の検証のための実態調査を県として各市町村との連携のもとに、小・中学生、保護者及び支援機関の従事者等へ平成30年6月ごろに調査を実施するというところでございます。

また、その調査結果については、県全体として公表がされますが、市町村ごとの分析はしないという中で、各市町村が希望すれば市町村の結果データは県から提供されるということになっています。市としては、平成30年度から次の「子ども・子育て支援事業計画」の見直しに入るというこのタイミングにおいて、平成30年度で計画策定のためのアンケート調査を実施しなければなりません。

そのアンケートに加えて、県の実態調査のデータの提供を受け、分析することによって、よりよい計画の資料とすることもでき、またそれと同時にそのデータによる統計上の紀の川市の子どもたちの生活実態も見えてくるとお考えいただけますので、市独自調査ではありませんが、県のデータ利用についての方策を庁内各部署と協議して前向きに検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 私も紀の川市で子育てをしています。だからこそ、本

市が子育て支援に取り組んでいただいていることは十分実感しています。しかし、多かれ少なかれ、大変な生活をされている方がいることも事実です。そして、そのことを認識しているとの答弁もされていました。今回、データが県から提供され、市でもアンケート調査をするということですので、しっかり実態把握していただきたいと思っています。

また、その上で大切なことは、子どもたちをどう支えていくのかということだと思いますが、その件についてはどのようにしていくつもりですか。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 貧困の子どもたちをどう支えるかということについては、平成29年第2回議会定例会において「和歌山県子どもの貧困対策推進計画」の策定を受けてどう取り組むかという質問の答弁と重なるところもございますが、引き続き、今まで取り組んできた経済的支援及び保護者の就労支援などの分野で、ひとり親家庭の支援策として、児童扶養手当の支給をはじめ、ひとり親の経済的自立を図るための「高等職業訓練促進給付金」や「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」などの事業を実施するとともに、高等職業訓練促進給付金を活用して、入学準備金と就職準備金の貸し付けということも実施しており、貸付金の返還については、一定期間の就労等により貸付金の返還免除の制度も運用するなどの各施策に取り組んでおります。

また、貧困から、虐待・不登校・非行などの問題が深刻化する前に支援の手を差し伸べるということから、子育て相談や要保護児童相談として児童相談所や教育部などの関係部署と連携を密にして、積極的な取り組みを進めているところです。

それから、生活保護の分野でも、生活扶助のほか教育扶助や生業扶助として高等学校の授業料、教材料等の扶助、あるいは高校生の就労収入について将来の進学費用等に充てる場合は収入認定しないことなど、一定の支援を行っています。

また、生活保護の基準には至らないが生活困窮者と認められる者には、生活困窮者自立支援法により住宅確保給付金の支給、また自立のための就労支援等を実施しているところです。

さらに「和歌山県子どもの貧困対策推進計画」の策定を受けて、今後の取り組みについては、現状の取り組みとともに県計画の施策の基本方針である「教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援」の4つの分野に従って、引き続き所管する部分についての取り組みを推進するとともに、教育部や関連する部署と連携することによって、親の支援、子どもの支援を行い、貧困の解消に向けて取り組んでまいりますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 私は貧困対策だからといって、レッテル張りをしたいとは思っていません。そこで困っている状況を把握し、そこを補う施策をとることが全体の子育て対策となるのではないのでしょうか。今も実施されている第3子以降の保育料の無

料や、以前一般質問でもさせていただいた学校給食の無料化のような全ての子どもを対象とした施策が必要だと考えています。

先ほど部長の答弁にもあった県の調査に本市のデータによっては、子どもたちに対して市としての対応が必要だと判断された場合には、紀の川市においても速やかに何らかの取り組みをとることは可能でしょうか、市長にお伺いします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 子どもの貧困については、過去にも何度となく御質問いただいておりますが、その実態調査ということについては、今、担当部長が答弁したとおり、県の調査のデータが提供されるということであれば、その活用について平成30年度の市の取り組みとあわせて検討できるものと思っております。

また、子どもたちを支える方策については、そのようなデータやアンケートをもとにして、各方面の要望や意見を取り入れながら、さらにこれはという施策があれば議員各位の御提案もいただきながら子育て支援やひとり親家庭の支援等について、引き続き、国や県の動向を見きわめて、子どもに関係する各部署で取り組んでいきたいと思っております。議員の御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔中村議員「これで、一つ目を終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 次に、地域公共交通活性化シンポジウムを受けての質問を許可いたします。

9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 二つ目の質問させていただきます。

地域公共交通活性化シンポジウムでの副市長の発言についてということで、ことし1月21日、地域公共交通活性化シンポジウムが行われました。市民が公共交通の利用に対し不便を感じているという声を上げられている方がふえてきています。そのようなとき、市として地域公共交通網形成計画を策定しようと動き出している中で、このシンポジウムの開催はとても意義のあることだと思っております。

しかし、そのようなシンポジウムの中で、市内の交通を担う各事業者が自治体の協力を求めているにもかかわらず、否定的ともとれるような副市長の発言がありました。それを受けて、今回、質問させていただきます。

まず、地域公共交通網形成計画の本来の目的をお聞きします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副市長 林 信良君。

○副市長（林 信良君）（自席） 中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まずもって、1月21日に開催をいたしました地域公共交通活性化シンポジウムに御参加をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

「地域公共交通網形成計画」は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基

づき、「地域の持続可能な地域公共交通網の形成に資する」ための計画でございます。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） では、地域公共交通網形成計画の策定を目指す中で、シンポジウムを開催した意義、またシンポジウムに期待したものとは何でしょうか。

○議長（坂本康隆君） 副市長 林 信良君。

○副市長（林 信良君）（自席） 今回の「地域公共交通活性化シンポジウム」は、「地域公共交通網形成計画」策定の最初の一步として、市民の皆さんに公共交通の現状を知っていただく趣旨で開催をさせていただきました。当日は、約150名の方々に御参加をいただき、市民の皆様の公共交通に対する関心の高さを改めて認識をさせていただいたところでございます。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） そこで、シンポジウムでのパネルディスカッションでは、事業者からも自治体の負担をお願いしたいとの話でしたが、その点についてはどう考えていますか。

また、事業者から廃止の話が出てからでは遅いとの指摘もされていましたが、その点についてはどう受けとめていますか。

○議長（坂本康隆君） 副市長 林 信良君。

○副市長（林 信良君）（自席） 定時定路線型バスの運行には、多額な経費が必要になるために、利用者の少ない地域においてはデマンド型乗合タクシーへの転換や、その他の施策の検討などを含めた地域に応じた交通モードを構築し、効率的な運行を図ることにより、他の地域への便数の増加等、持続可能な公共交通を維持するためには、今後も必要な経費を負担していくことには変わりはないわけであります。

また、全国的な問題ですが、自家用車の普及や人口減少により公共交通の利用者が減少し、路線バスの維持が困難となり、バス路線が廃止される事例がふえてきております。

紀の川市内におきましても、和歌山バス那賀株式会社が運行しているバス路線の橋本線が、平成29年4月1日から一部区間が廃止されるなど、現実的に路線が廃止される状況となってきております。

なお、廃止の話が出てからでは対応が出来るために、利用促進に向けて事業者と継続した協議を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） それでは、シンポジウムでの副市長の発言で、はじめに紀の川市ではバス運営や支援に対し、県内で最多の補助金を交付しています。便数増加には、車両投入やまた人材確保などで予算が必要となってまいります。市全体のさまざまな課題にも対応する必要がある中、公共交通のみに多くの予算を割り振るわけにはいかない状況ですと発言されました。

次の発言では、市の財政も非常に厳しい状況でございまして、これ以上、この交通形成

の中にこれ以上の予算を膨らませるのは非常に避けていきたいなという発言をされています。この発言をされたことは事実ですか。

○議長（坂本康隆君） 副市長 林 信良君。

○副市長（林 信良君）（自席） 当日のパネルディスカッションで、そのような発言をしたことは事実でございます。ただ、時間も限られている中で十分な意図をお伝えできなかったことにつきましては、認識をしているところでございます。

今回のシンポジウムのテーマでもありました「乗って生かそう公共交通」というように、より利用いただきやすい効果的な公共交通であらなければならないと考えてございます。そうした地域公共交通への予算の割り振りを行うのは、やっていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 今、答弁をいただきましたが、パネラーとしての発言は、これ以上、予算を膨らませることは避けていきたいと。今の答弁では、必要であれば負担していくという答弁やったかと思うんですけども、関心の高さを認識させられたというシンポジウムでの発言として、あの内容は不適切ではなかったでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 副市長 林 信良君。

○副市長（林 信良君）（自席） 発言の不適切という御指摘でございますけども、今の状況の中で、今の予算で、内容的なことを申し上げているわけございまして、今、現時点での状況のような公共交通の中での予算の膨らますというのは避けていきたいなと、このように思っております。

今後、平成30年度でこの交通公共交通網形成計画を策定する中で、より御利用いただきやすい内容等々への組み替え等をして、効果的な継承ができる場合には予算の割り振りをふやしていてもいいのではないかなと、そういう意味で私が申し上げた内容でございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 私はシンポジウムを聞いていて、今以上の経費が必要でも出してもらえやんのかなと思って心配していたので、安心しています。

次に、シンポジウムでも、今も繰り返される言葉なんですけど、市の考える持続可能な公共交通とはどのようなものでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 副市長 林 信良君。

○副市長（林 信良君）（自席） 紀の川市が目指す持続可能な公共交通につきましては、また行政においては市民ニーズを反映した公共交通網の整備、推進や財政支援、また事業者においては、輸送サービスの質の向上や経営努力を、また市民の皆様には、公共交通の必要性を御理解いただき、積極的な利用をいただくなど、それぞれの立場で役割を十分理解した取り組みを進めることにより、市の公共交通が持続可能なものになっていくのでは

ないかなと、このように思っています。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 市民の声を反映させることはとても重要ですが、全ての市民ニーズを反映させることが利便性のいい公共交通になるとは限りません。市民に公共交通の積極的な利用を求めるのであれば、利用しやすいものであるということが大切です。市民ニーズを精査して、今までの反省を生かしていくことが今回の計画策定にも大きく影響していくことだと思っていますし、また期待したいと思っています。

また、私は、自治体にとって最も大切な住民の暮らしを守るかどうか、このことが自治体の負担の大小よりも優先する課題だと考えています。しかし、何でもお金をかければいいというものではないので、公共交通においても効率的な運用への見直しは必要ですが、そのときに何が優先的に必要なものか考えてもらいたいと思っています。

そこで、公共交通に対して行政が責任を持つということが地域住民の暮らしの持続可能を実現するためには重要ではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 副市長 林 信良君。

○副市長（林 信良君）（自席） 中村議員、御指摘のように、ただいま平成30年度の「地域公共交通網形成計画」の策定に向け、検討委員会等々で協議を重ねております。もちろん、市民の皆さん方の本当に御利用いただきやすい公共交通にするのが我々の責任でございます。いろいろな事業者の皆さん、そしてまた市民の皆さん方、そして行政三位一体となって協議を進め、よりよい紀の川市の地域公共交通を構築していきたいなど、このように思っていますので御理解をいただきたいなど、このように思います。

〔中村議員「終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、中村まき君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時44分）

（再開 午後 0時59分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（坂本康隆君） 次に、1番 門 眞一郎君の一般質問を許可いたします。

1番 門 眞一郎君。

まず、住民検診についての質問を許可いたします。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 議長の許可を得られましたので、質問いたしたいと思っております。

私、平成間もなくですけども、30年度中に70歳を迎えるということになりました。この時期になったということもあったり、また昨年暮れには親しい友人が何人か、同じ年、

または少し私より若い友人を亡くしたということもありまして、特に健康問題について考えていかなきゃならないなと考えています。職場にいてるときは、毎年職場の検診がありまして、それで自分の健康管理というのはできていたわけですが、定年になって、紀の川市に戻ってきまして心配しておったところ、毎年集団検診という形で鞆淵でも大勢の皆さんが集団検診を受けてくるということで安心をしております。

本市が果たしてるその集団検診というのは、市民の健康管理に大きな役割を果たしていると考えています。より充実をさせて、できるだけ多くの市民が受診をして健康維持、疾病の早期発見・治療に役立ててもらおうことを考えています。私も45歳のときに、胃のバリウム検診で胃がんを発見していただいて、そのとき手術をして現在までもう20数年たっているわけですが、そういう意味でも非常に集団検診の役割というのは大きいと思います。

紀の川市のこの住民検診の受診率の向上のためにいろいろ努力をしてもらっていると思いますが、その施策はどのようなものかということをお伺いしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 門議員の御質問にお答えいたします。

住民検診の受診率向上につきましては、まずは検診の周知を徹底するため、市レベルでは余り実施されていない取り組みとして、毎年1月末に各種検診の希望調査票を全世帯主あてに送付し、家族全員分の検診申し込み受け付けを行った上で、検診の開始前に必要な受診票等を送付しており、全世帯への個別周知ということで受診率向上に取り組んでいるところです。

また、申し込み受け付け期間終了後や検診当日でも、可能な検診については随時受け付けを行うとともに、さらに受診者をふやすために、全地区の集団検診終了後に追加検診を実施し、受診機会を逃した方も再度受診できるようするなど、検診の機会を確保しているところです。

また、その効果については、受診率において、いずれの検診も県の受診率を上回っている現状から効果を上げていると思っております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 住民検診、限られた場所で行うので、例えば問診のときにいろいろ既往歴とか聞かれるということで、苦情などないのかということもちょっとあったんですけども、できるだけ問診の前に記述欄に丁寧に書いておくようにという指導もいただきましたけれども、それ以外でこの集団検診における苦情とか、またありましたら具体例、またそれに対する対応はどのようなものかということをお伺いしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 住民検診に対する市民の方からの意見については、平成28年度、29年度においては、特に大きなものはございません。打田地区の集団検診が市役所南別館から市民体育館に変更した際に、「遠くなった」というこういう御意見が3～4件あり、また月曜日に集団検診を実施してほしいというような望も1件ございました。

検診場所の変更については、約200名が2時間という間に訪れますので、南別館では狭い、また座って待機する場所の確保も困難であります。また、御存じのように、庁舎周辺の駐車場の確保というのも大変難しい状況です。安全に検診を実施するための変更であることをお話しして、御理解をお願いしております。

それから、月曜日の検診ということについては、検診会場としている市民体育館、粉河ふるさとセンター、貴志川生涯学習センターは月曜日が休館日ということで、施設管理上、火曜日以降の検診日となること、それから那賀・桃山保健福祉センターでは、状況によって月曜日の受診設定もありますので、そちらで回っていただいて御利用いただけるということで御理解をいただいております。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 今年度、平成30年度の各種検診の申し込みの案内をいただきましたけれども、この中で、平成31年度からの変更内容ということが書かれておりました。中身は、個別の胃がん検診、胃カメラ検診において、1、対象年齢を40歳以上から50歳以上、そして、2、受診期間を1年に1回であったのが2年に1回というふうにありました。その説明文としては、胃がん検診（胃カメラ検診）、乳がん検診、子宮頸がん検診については、厚生労働省より2年に1回の検診が望ましいとされていますという説明文がついております。

この変更について、市民から、このことは検診内容の後退、サービスの低下ではないのかなという、また早期発見という点で大丈夫なのかと、今そういう不安・心配の声が聞かれました。

この変更の根拠というのは、平成28年2月4日に一部改正された「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」というのが出ておるわけですが、これが根拠だと思われませんが、それでよいでしょうか。

また、本市としては、この指針をどう受けとめておるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 平成30年度の各種検診申し込み案内の変更内容説明文についてでございますが、国の指針等に基づき、今後、紀の川市のがん検診の実施方法も見直していく必要があります。今回、先ほど申し上げました全世帯個別通知の御案内の中で、平成31年度以降の見直しについても、現段階の方向性として事前周知としてお知らせしたものです。

このことについては、議員が申されるように、平成28年2月4日に一部改正された

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」によるものです。

この指針では、市町村での対策型検診の実施を有効的に実施するための実施体制、対象者、実施回数等が示されるとともに、検診の精度管理の向上についても求められる内容となっております。市としても、今後、各方面の動向を見ながら指針に沿った方向で検討していくというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） そういう国からの指導もあるということですが、一般的な、十分医学的な裏づけとかということについての説明、わからない時点では、やっぱり40歳から1年に1回という、今までやってきたやり方というのを維持してほしいという要望がなかなかあるわけですが、そのあたりに対してどう説明をしていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） さきに申し上げたように、国の指針に基づき、各方面の動向を見ながら指針に沿った方向性による見直しを検討する中で、現在、胃がんの動向は、国立がんセンターによるガイドラインでは、40歳から49歳では男女ともに胃がんの罹患率・死亡率が著しく低い状況にあり、胃内視鏡検査の偶発症や過剰な診断という懸念なども総合的に見て、検診対象者は50歳以上が望ましいとされているようです。

また、受診の間隔につきましても、国内外での研究を踏まえ、このガイドラインにおいて、受診間隔を2年から3年にした場合でも死亡率減少効果が期待できるとされており、今回、平成31年度からの胃がん検診において、胃カメラによる検査のみ「40歳以上年1回」を「50歳以上2年に1回」と変更を検討し、予定しているもので、胃のバリウム検査においては、今までどおり「40歳以上年1回」の検診の実施を予定していますので、どちらかの検診が年に1回受けていただけるということで市民の皆様の御理解をいただけるものと考えております。

また、今回のお知らせに関しましては、国の指針に基づいて検討している変更の内容を早い段階ではありましたが掲載したもので、お知らせの注釈にもありますように、今後、医療機関や関係機関との協議においてその内容について検討してまいりますので、お知らせした内容について、今後変更も含め、状況に応じ説明やお知らせを行ってまいります。

さらに、未受診の方に対しては、毎年の受診機会を確保するとともに、そのほかにも年齢の制限はありますが、40歳、45歳、50歳の方を対象としたピロリ菌の検査なども実施しております。

少しでも胃に対する症状を感じておられる場合は、医療としての検査を受けていただくことを進めるなど、「有効な検診を正しく実施して、多くの人に受診していただく」という、今までの市の方針を変えるものではないということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

〔門議員「一つ目の質問を終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 次に、市立体育館のトレーニング施設の充実についての質問を許可いたします。

1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 先ほどの質問とも関連がありますが、健康寿命を延ばして寝たきりにならないために、年齢を問わないで筋力トレーニング、特にウエートトレーニングは今、注目されています。最近では、24時間フィットネスとかコンビニ併設のトレーニングジムなども報道されています。また、3月1日からは、国道沿いに粉河にF's BASEという、これは格闘技なんですけれども、そういったトレーニング施設も開設される予定がされています。ただ、民間の場合は、大体1カ月、安くて6,000円から8,000円ぐらいという費用がかかります。例えば、夫婦で行った場合は、1万5,000～1万6,000円出費ということになります。こういう中で、公設のトレーニング施設というのは非常に大事な役割を果たしていると思います。

本市では、軽度の筋力トレーニングができるのは、那賀のトレーニングルームとそれから貴志川のトレーニングプラザの2カ所です。市民にとって1回210円、1カ月1,080円という費用で利用できる便利な施設です。

本市の健康増進計画の行政の取り組みの一つとして、①気軽に運動ができる環境づくり、そしてスポーツ施設などの整備・充実を進め、その有効活用を図りますというふうにあります。市民の健康増進や健康寿命を延ばすために、施設の充実について質問していきたいと思えます。

まず、一つ目として、那賀のトレーニングルームと、それから貴志川のトレーニングプラザの利用状況を問いたいと思えます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） 健康な体で毎日を過ごすことは、人々の人生を豊かなものにするために欠かせない重要なテーマであると考えております。

最近では、テレビ等でも特に中高年の健康づくりをテーマにした教養番組が数多く放送されており、健康への関心が全国的に高まっていることがうかがえます。

市民一人一人が豊かな人生を送れるよう、健康寿命を延ばすためにも、生涯を通じての体力づくりはとても重要であると考えております。

議員御質問の二つのトレーニング施設の利用状況でございますけれども、那賀トレーニングルームの昨年度の延べ利用者数は7,682人で、5年前の平成23年度実績3,063人と比較いたしますと、4,619人の増加、約2.5倍の利用状況となっております。一方、貴志川トレーニングプラザの昨年度の延べ利用者数は1万9,039人で、5年前の1万6,104人と比較して2,935人、約1.18倍の利用者増となっております。

両施設とも増加傾向でございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 二つの施設についての利用状況をお伺いしましたが、特にふえてきているということは喜ばしいことだと思います。

以前の議会でも、年2回のスポーツフェスティバルですか、そういうときの呼びかけで、それをきっかけにしてふえているというお話もありましたが、実際に行ってみると、利用上の注意としては、専任トレーナーがいませんので、トレーニングの指導及びメニューの作成はできませんと、どちらの施設もなっております。ある程度心得のある人であれば、トレーナーがいなくても自分で機器を利用してトレーニングできるわけですがけれども、初めて行った人とかいう場合、使用のプリントが道具の横に張ってあるんですけども、でもそれだけではコツがわからなかったり、また同じことをするのでもちょっとしたコツをトレーナーに教えてもらうことによって、より効果が上がる、そういうことがあると思います。せっかくの施設をより多くの市民に活用してもらう、そのためにも専属のトレーナーが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） 議員御指摘のとおり、二つの施設には専属のトレーナーの配置はございませんけれども、紀の川市ではスポーツフェスティバルにおきまして、当日に限定されてはおりますけれども2カ所のトレーニング施設を無料開放いたしまして、専門のトレーナーを配置して体力づくりの相談に乗っていただいておりますので、この機会に1人でも多く参加され、日々の健康づくりにお役立ていただきたく、引き続き、情報を発信してまいりたいと考えております。

そして、専門的な技能と知識を有する専属トレーナーを現時点で配置するということは難しいと考えておりますけれども、初めて機器を使用される方や利用に不安を感じている方への対応といたしまして、専門家等の協力が得られれば個々の利用者の経験や体力レベルに応じた基本メニューを幾つか作成をいたしまして、わかりやすく掲示することで初心者でもその基本メニューに沿って正しく効果的に利用いただけるよう利便性の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

また、施設開館中につきましては、必ず1人の管理人をそれぞれの施設に常駐させ、けがや機械の故障などのトラブルやお問い合わせに対応しまして、一時的に対応できる体制をとっておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 2カ所あるわけですが、今、打田に国体を機に市民体育館、立派なものできております。残念ながら、中にはスペースはあるんですけども、トレーニング機器はまだ存在をしておりません。

しかし、紀の川市広いですから、貴志川と那賀だけではなくて、できれば五つの旧町地

域、特に打田のせっかくできた新しい体育館の中にトレーニングルームをぜひ設置をしてほしいわけですが、そういう計画はないのでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） 平成27年に新設されました市民体育館は、隣接する多目的運動場である打田若もの広場、市民公園プールやテニスコート、ゲートボール場、これらが一体的に都市公園として整備された体育施設の一部でございます。

市民体育館へのトレーニング機器の導入につきましては、市民の皆様の日々の体力づくり・健康づくりにとても有効であるばかりではなく、市民体育館の有効活用の観点からも効果が大きいとの認識しておりますので、引き続き検討をしてみたいと考えておりますが、体力づくりをトレーニングルームの設置のみに限定せず、新たなスポーツ教室を企画するなど視野を広げ、市民の体力向上と市民体育館の有効利用に向け、さまざまな方面から施設活用の可能性を探るとともに情報収集に努めてみたいと考えてございます。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 前向きに考えておられると思います。

また、情報収集ということですが、私の知り合いで大阪でいろんなトレーニングやっているメンバーがおるんですけども、大阪の中で堺市の大浜体育館では、指定管理者はミズノが入っておりますが、大人は1回200円で、そして高校生の場合1回100円で利用できます。藤井寺の市民総合体育館では、ここは市直営ですが、1回200円と、そして60歳以上とか障害者は1回100円という形で利用できるようになっています。そして、河内長野の市民総合体育館、ここは指定管理者はSSKが入っておりますが、同じように高校生以上が200円、それから60歳以上、障害者は100円という形で利用できます。いずれも、トレーナーがおります。藤井寺の場合も、市立ですけれども、トレーナーがおります。そして、初心者の場合は、毎月、場所によっても違いますが、講習会を開いて、その講習会を受けた者が参加できるという形で、安全面にも配慮されています。

そういう形で、近隣の自治体でも体育館のあるところで施設を持ってあります。ぜひ、そういう形でまた進めていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） 指定管理者制度につきましては、「多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減を図ること」を目的といたしております。

このことから、経費の削減を重視する余り、市民サービスが犠牲になることは避けなければなりません。

御質問の市民体育館を中心とした施設の指定管理者制度等の導入につきましても、経費削減効果が実務上最重視されてしまい、「安上がり」な行政執行に走ることはないのか。また、あるいは制度導入に当たり、今以上に事務コストが増大しないかなど費用対効果の検証を含め、総合的にかつ慎重に検討をしてみたいと考えてございます。

〔門議員「質問、終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、門 眞一郎君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、19番 石井 仁君の一般質問を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 国保税の子どもの均等割の負担軽減で子育て支援をということで、議長の許可を得て一般質問を行います。

平成27年に策定した紀の川市の人口ビジョンによれば、紀の川市の現状を国よりも早いスピードで人口減少・少子高齢化が進行し、全国平均よりも低い合計特殊出生率であり、出生と死亡による自然動態でも、人口の転出・転入による社会動態でも、人口減少の状況にあると現状分析しています。

さらに、人口減少が続くことの問題点として、産業や雇用、税収などの規模縮小や地域の活力の低下等子育てや教育、労働力の確保などへの影響があると、問題点の整理をしています。その上で、人口減少抑制のための課題として、若い世代の人口流出を抑制することや出生率の向上のための施策を講じる必要があるなどの課題を明らかにしています。子育て支援と少子化対策は、第一義的には子どもとその保護者を支援することに置くべきですが、地域と国家にとっても喫緊の課題となっています。

今回の質問は、国民健康保険事業から行える子育て支援策とは何かを問題意識として質問をいたします。

日本の公的医療保険は、保険証一枚でいつでもどこでも同じ医療を受けられるという皆保険制度として形づくられていますが、実は加入する保険によって保険料負担や傷病手当などのあるなし、健診などの保険事業には違いがあります。特に、保険料負担では、国民健康保険のみ「世帯平等割」と「被保険者均等割」が課税され、固定資産に対しても「資産割」がかかってきています。これらは、その世帯や加入者が無収入であっても賦課されることとなります。低所得の加入者が多い国保にあって、応益割や資産割は担税力にかかわらず賦課されることから、その重税感は非常に大きいものがあります。一方で、被用者保険にはこれらの負担はなく、給与額に対する一定割合の負担です。

今回の質問では、家族の数がふえるごとに保険料を加算していく「均等割」について、子どもに対しては賦課しないことで子どものいる世帯の負担軽減を図り、それにより子育て支援とすべきではありませんかという質問ですが、まずお聞きしたいのは、現状の加入者負担に対する認識についてです。

国保は、家族がふえれば均等割が加算される仕組みがあります。29年度では、子ども1人ふえれば医療分で2万6,000円、後期高齢者医療の支援金分で8,000円、合計3万4,000円が国保税として世帯主が負担するという仕組みになっています。国保の場合、被用者保険と比較して年齢構成が高いことから、医療費水準が高くなる上に、低所得層が多くを占めることから、特に中間所得層の保険料負担が重たいという問題も抱え

ています。

一方で、被用者保険では、配付しました資料では、和歌山県の協会健保の保険料で計算していますが、標準報酬月額と賞与額でのみ計算をし、家族の人数は反映されません。子どもの人数がふえても保険料は変わらないということになります。

お聞きしたいのは、現状の加入者負担に対する本市の認識についてです。同じ年収、同じ所得での負担の違い、家族、子どもがふえた場合のさらなる負担増となる今の現状に対して、それでいいと考えるのか、問題と捉えるのかということですが、まず、一つ目、お聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいまの石井議員の御質問に御答弁申し上げます。

紀の川市国民健康保険の保険税は、被保険者の所得のほか、固定資産、被保険者の人数及び世帯の4つの要素に対するいわゆる4方式で賦課してございます。

このうち、応益部分となる被保険者の人数に応じて賦課しています均等割につきましては、時代背景として国保制度が始まった当時の被保険者には、農家や自営業者が多く占めていたということから、収入所得を正確に把握することが困難であったとの理由から採用された経緯があり、現在でも県下全ての市町村国保で採用されている現況となっております。

そのため、子どもが多い世帯、多子世帯では、認定範囲内の親族を扶養するという考え方に基づき、扶養人数にかかわる制度がない被用者保険、いわゆる社会保険等に加入する世帯と比べまして、人数で加算される国保加入者の税負担が重くなるという場合がございます。

また、少子化対策が叫ばれる今日では、収入のない子どもに対して保険税を負担させることは、子育て支援の観点からは「いかがなものか」という意見が、時代の変化とともに出てきてございます。

しかし、文字どおり「国民皆保険の最後の砦」となっています市町村国保につきましては、被保険者の収入はもちろん、年齢も職業も、まさしくさまざまに異なる方々を被保険者として、しかも市町村ごとに組織運営してございますので、現状では、国保税の適正な賦課に関して、一概には、被用者保険と対比することは困難であると考えているものでございます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 保険料負担の現状認識を被用者保険との比較でお尋ねをしました。一概には、被用者保険と対比するのは難しいということですが、被用者保険と比べて国保の方が負担が重くなる場合はあるということは確認できました。また、収入のない子どもに対して保険税の負担をさせることについても、子育て支援の観点から疑問視する動きも出てきているということもお示しをいただきました。

そこで、本題に入っていくんですが、子育て支援の観点からも、子どもの人数がふえれば負担がふえるという均等割について、先ほど部長、疑問視いかなものかという意見も出されているということで答弁で述べられていましたけれども、平成27年1月8日に、全国知事会から国に対して行われた持続可能な国民健康保険制度構築に向けた緊急要請で、子育て支援の観点からの子どもに係る保険料（均等割）の軽減を求めています。これは、平成30年度からスタートする都道府県単位化を受け入れる条件として知事会が国に対して突きつけた要望ということになっています。この要請内容についての担当部局としての認識をお示しをいただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 子どもの保険税負担の軽減につきましては、平成30年度から県広域化という新しい制度が始まり、紀の川市国保におきましても、今後の財政運営に向けた財源などの課題がまだまだ拭えない現状にあっては、御質問の趣旨からも市町村単位で考えるのではなく、社会保障制度そのものにかかわる課題として、国の場で議論されるべきものと考えるところでございます。

議員お示しのように、全国知事会からは、国に対して働きがけがされておりまして、同様に、全国市長会からも「子育て世帯への負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料または税を軽減する支援制度を創設すること」をうたった「国民健康保険制度等に関する提言」が、平成29年6月7日付で、全ての国会議員及び政府関係機関になされてございます。

「子どもの均等割免除」につきましては、決して批判的に受けとめるものではございませんが、現状の国保運営にあっては、単独で実施することは容易ではなく、歓迎できるという状況にはございません。

なお、このことにつきましては、今後とも県市長会や近畿都市国民健康保険者協議会と連携しながら、国にその対応を要望してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 県知事会だけではなくて市長会も子どもの均等割の軽減をすることを求めているということで、紀の川市としても国に対して要望もしていきたいという答弁でした。

本題としての質問に入っていきたいと思います。家族の数がふえるごとに保険料を加算していく均等割について、子どもに対しては賦課しないことで子どものいる世帯の負担軽減を図り、それにより子育て支援とすべきと考えるかどうかをお尋ねをいたします。

少しちょっと紹介したいのは、一つは、子育て世代と子どもの数にかかわって、最初に紹介した紀の川市の人口ビジョンで市民アンケートの結果として紹介がしてあります。まず、19歳から49歳市民対象の結婚・妊娠・出産・子育て・就労などに関する意識調査の結果として、まず結婚の状況と希望の子どもの数とお聞きをしまして、結論として、

既婚者においては希望の子どもの数、2人、3人が合わせて8割超、一方、既婚者に比べ、独身者では欲しいと思わないの割合が高いとまとめています。現在は、希望どおりの子どもの数ではなかった理由もお聞きをしまして、その中で一番大きいのが経済的な制約、この方が42.2%ということ、経済的な制約が大きな理由となっているとまとめています。子育てに関して不安に思うこと、不安だったことということで、この調査では費用負担などの経済的な理由に加えて、仕事と育児の両立が高くなっているとまとめています。

改めて言う必要のないことなのかもしれませんが、子どもを生み育てていく上で、経済的な負担を理由として、不安であったり、希望どおりの子どもの人数を生めなかったりということが人口ビジョンでもまとめているということです。

ある国保加入のお店をされていた方とお話をかつてしました。お子さんが3人いらっしゃる方です。僕、国保のことすごく気になるんで、自営業の方とお会いすると、国保税どうですかっていつも聞き入ってしまうんですけども、「国保税を払うのが大変ではないですか」とお聞きしましたら、「大変です」と、「国保税、世帯で最大80万円を超えますよね」というふうに言いましたら、「そこまで所得がないので、限度額にはならないが、子どもの数がふえれば国保税もふえるでしょう。子ども3人分となると、大変です」とおっしゃっていました。

そこで、国保事業でできる子育て支援として、子どもの均等割の軽減を図ること、このことが必要になってくると私も思うわけです。全国的にも、子どもの均等割の減免制度をつくっているところも出てきています。

例えば、埼玉県ふじみ野市、2月1日現在で人口11万4,022人のまちでは、平成30年度から18歳未満の子どもが3人以上いる世帯を対象に、第3子以降の国保税均等割を全額免除する条例改正が12月議会でなされています。3人以上の子どもということで、全ての子どもの均等割の減免ということではありませんが、子どもの均等割の負担に着目した減免制度が運用されるということです。議会に提案した時点では、1人当たり年間最大3万6,100円が免除されて、対象者203人で、減免額の合計では733万円を見込んでいると説明されています。

改めて、本市でも国保税の子どもの均等割の軽減を図ることで、子育て世帯を支えて子育て支援とすべきと考えますが、このことについてどうお考えでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 子どもの「均等割」を賦課しないことで、子育て世帯の負担軽減を図ることは、確かに子育て支援の一助になり得ると考えてございます。

ただし、現行、国保制度のもとで、子どもの均等割を軽減するということは、そのための財源を他の被保険者が担うということになります。一方、税の減免につきましては、地方税法上、「災害、その他特別の事情がある場合に、個々の状況に応じて判断されるもの」となっていることから、税の公平性という観点からも広く議論され、被保険者全体の理解を得る必要があるものと理解してございます。

また、多子世帯に対する子育て支援策という意味では、市が実施しております「子ども医療費助成事業」では、加入保険にかかわらず広く助成を行っていることもあり、同じく多子世帯の扶養義務者から見れば、国保加入世帯に限った免除制度につきましては、課題は存在するとも認識するところでございます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 子どもの均等割の減免についてお聞きをしまして、子ども子育て支援の一助にはなり得るということは述べられていました。ただ、財源としては、現行制度の中ではほかの被保険者の方からの税を回すということになるので、その方たちの理解も得なければならぬということと、減免制度の場合は、公平性の観点から地方税法上の課題があるということでした。

一つ、財源にかかわってお聞きをしたいと思うんですけれども、未就学児に対する医療費の国からの助成分、国庫負担金の減額措置が平成30年度から廃止をされて、その分の国庫負担金が一般会計に入ってくると、国保会計に入ってくるということになります。その金額は幾らになりますかということをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 御指摘のとおり、市が行います「子ども医療費助成事業」で、医療費の自己負担額を軽減することにより、医療費の波及増が生じるとして、国の調整交付金では算定金額に係数を乗じて減額し、これまで満額算入されなかったものが、少子化対策に逆行するなどの理由から、5歳までの未就学児に限っては平成30年度から廃止されることとなっております。

なお、本市における未就学児への医療費助成に対する国の調整交付金の減額分相当額につきましては、平成30年度予算ベースでは、およそ320万円程度となる見込みでございます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 国から減らされる調整交付金は、これまでも市独自に国保会計に対して繰り入れを行ってきました。子ども医療費の無料化の分ですね。未就学児の分の減額が廃止されたことで、320万円は、これまでで入れていた一般会計からの繰り入れはする必要がなくなったということでの説明をいただいたと思います。これも、およそ320万円、今までだったら入れなければならなかったものが、国から入ってくることになったので、入れなくて済むということになりました。これも、財源にできるんではないかというふうに思います。

もう一つ、確認したいのが、地方税法上の公平性の確保の観点からの課題ということで、少し調べますと、所得制限は設けない一律の税の減免というのは地方税法上公平性を損ねるものとされているということで理解をしています。

減免を行った場合の地方税法上の公平性を損ねるということについては、例えばですけれども、所得制限を設けることでもクリアできるし、さらには所得制限を設けない場合で

も、申請をいただいて初めて減免ができるという申請減免制度とすることでクリアもできるのではないかというふうに考えます。

ちなみに、先ほど紹介しましたふじみ野市は、電話でしたけれども、担当の方にお聞きをしますと、今回、3人目以降の子どもの均等割を減免するに当たって、所得要件をつければ賦課の段階でも、申請も要らずに軽減ができるということだったんですが、あわせてしかもといいますか、システム上は自動減免ができると、所得が把握されているので、所得要件設けることも十分できると、自動減免をすることもできると。でも、それはしなかったというふうにおっしゃっていました。これはなぜかという、地方税法上の公平性を確保することから、申請減免をしたということですよ。

ふじみ野市は、所得要件を設けていないので、地方税法上均一的にやるというその公平性に欠けるということはありません。加入者で申請をしていただくと。ほかの税ですね、市県民税だ当たりの納税証明書を添付をさせて、適用年度の前年度、例えば、30年度から実施しますが、30年度分では29年度の納税証明書を添付することを義務づけて、滞納や未納がある場合は、子どもの分の均等割の減免というのは適用しないという、ここには厳格な対応をすることで地方税法上の縛りを緩和して、今くぐり抜けて実施しようということでした。

そんなふうの説明を聞いたんですけれども、ここでお聞きしたいのは、地方税法上の公平性の確保を図るという問題について課題が整理ができればありがたいので、今、ふじみ野市さんの例で紹介をしたように、いろいろクリアすることはできるのではないかというふうに思うんですけれども、その点、どう考えるのかということでお聞きをしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 地方税法上の公平性の確保の観点からの課題という御質問でございますが、さきにも答弁申し上げましたとおり、税の減免につきましては、地方税法において、「災害その他特別の事情がある場合に、個々の状況に応じて判断されるもの」となっております。

現行制度下において、被用者保険と比較しての負担の是正や子育て支援のために紀の川市国保加入者を対象に市単独で均等割を減免することは、市国保被保険者での公平性が求められるため、制度導入につきましては、やはり広く議論され被保険者の理解を得る必要があると考えているところでございます。

具体的には、所得制限を設けることや申請減免方式など、議員が御指摘されたとおりであります。またおっしゃるとおり、申請者に市税の滞納がないことなど具体的な条件とするなどの方法が考えられると思います。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 地方税法上の公平性を確保するという課題も制度設計でクリアできるという内容で答弁をいただいたというふうに思います。

そこで、具体的にお聞きしたいんですけれども、3人目以降という制度設計をした場合に、その対象はおよそ400人とお聞きをしています。400人の均等割分となると、資料でお配りしたのは29年度ですけれども、もう3万4,000円と、医療分と支援金分とで、これの400人ということになると、最大で1,300万円程度ということになると思います。

ふじみ野市にお聞きしますと、予算としては、最大値の法定軽減の対象になる方もあるということで、最大値の半分程度を見ているということなんです。紀の川市の場合、700万円弱の予算が必要ということになります。

未就学児の国庫負担金がもとに戻るということで増額されると、ペナルティーがなくなるんで増額されると。一般会計から入れていた分が320万円、およそですけれども、一般会計に残ると。それを財源とすることもできるということですので、ぜひ、実施をしませんかということですね。

前段での答弁と重なってくるかもしれませんが、もう一度お聞きをしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 国保加入世帯で、子どもが3人以上いる世帯は、2月14日現在、4月1日時の年齢集計では127世帯、411人でございます。

繰り返しになりますが、29年度までは市が単独で実施しております「子ども医療費助成事業」の波及分として、国の調整交付金減額分相当額については、一般会計から国保特会に繰り入れていたもので、国保会計上で減額となっていたものではございません。

したがって、国の調整交付金の減額が廃止される30年度から予算上増額となるものもなく、一般会計から繰り入れされる根拠が一部消滅するものであり、国保会計として当該繰り入れ相当額を財源として、一方的に見込めるものでもございません。

なお、今回、国が削減廃止としたのは、未就学児に対する部分のみであり、「子ども医療費助成事業」の小学生、また中学生を対象といたしました医療費波及分につきましては、30年度以降も一般会計から繰り入れされるものでございます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 改めて実施をしませんかということでお聞きをして、もう最後にしようと思うんですけれども、市長にお聞きをしたいと思います。

まず、国保の子ども医療費の波及分に対する自治体へのペナルティー分、カットされていた分がなくなります。このなくなった財源については、厚生労働省から通知が出ています。

なお、見直しにより生じた財源については、各自治体においてさらなる医療費助成の拡大ではなく、ほかの少子化対策の拡充に充てることを求めるものとするということです。子ども医療費の拡充ではなくて、ほかの少子化対策に充ててくださいという通知ですので、今回のこの均等割の減免というのも対象になってくるのかなというふうに思います。

先ほどのふじみ野市の担当課の方に、全国的にもまだ数件、まだそんなに子どもの均等割というのは進んではないんですけれども、なぜ実施をしたのですかというふうにお聞きをしました。実施の理由についてお聞きをしますと、言われたのは、被保険者の加入者数が毎年減っているということの問題意識として上げられていました。紀の川市も被保険者の数というのはだんだんと減ってきています。同じ状況ですよ。

国民健康保険を支える方が減ってくると、今いる方々で子育てをしている世帯の方が、仮に市外への転出を考えたときに、この制度があるのであれば子どもの均等割がここに住み続けなければかからないと、他所に転出すればかかってくるというこの制度があるのであれば、もう何年かはいようかということも一つの施策として取り組んだほうがいいのではないかと、呼び込むというだけでなく、いらっしゃる方への支援も必要ではないかというふうな説明を私はいただきました。

先ほど、最初に紹介をしました自営業の方ですね、店を畳みまして、正職として採用されてサラリーマンになりました。私、その話を聞いたときに、その方の店を畳む、そしてサラリーマンになるという選択を尊重したいと思って、「よかったですね」というふうに話をしました。でも、後で考えてみると、地元で必要なお店が一つなくなったということなんだなと思いました。また、その方のことを思えば、お父さんの代からやられていた御商売を自分の代で閉じるという選択をその方はしたんだなということを見ると、一概に、「よかったですね」というふうに、あのとき言ったということが、僕自身はどうだったのかなというふうに思いながら今もおるわけです。

子育て支援に紀の川市は力を入れてきました。でも、子育て世帯の入る医療保険というのは、国民皆保険制度だけれども、国保もあれば被用者保険、協会健保や共済、あるいは健保組合というふうな形で、入る保険というのはいろいろで、その保険料については歴然と差があるということです。しかも、子どもがふえればふえるほど負担がふえるという仕組みが国保にはあると。その是正を図ることが、子育て支援の一助になると考えます。財源は、少し一般会計から出していくということになるのかもしれませんが、必要なことではないかなというふうに思うんですが、改めて市長にそのことについてお聞きをしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

国民健康保険、議員御質問の子育てに力を入れてきた紀の川市であるとお褒めをいただきました。そんな中で、先進県、先進市の国保の第3子以降の家族がふえた分、それを補っていくという取り組みをされている例もお聞きをいたしました。

まず、その税の公平性が私は大事ではないかなと思う関係上、少しの手だてをすることによって全体の保険事業に影響を及ぼすということから、今後については国・県のいろいろな取り組みに十分行政要望して行って、市としての今の段階での取り組みはお許しをいただきたいと、そのように思っております。国保税の軽減は市町村の国保がさまざまな

問題を抱えながら考えるという、それだけではなく社会保障全体、税と社会保障の一体改革として国で論議されるべきと考えておりますので、今後とも皆さん方と相談もしながら進めていけたらと、そう思っております。

〔石井議員「終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、石井 仁君一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。

（休憩 午後 2時01分）

（再開 午後 2時15分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（坂本康隆君） 次に、4番 船木孝明君の一般質問を許可いたします。

4番 船木孝明君。

まず、本市の少子高齢化における山村、僻地の農業、空き家対策はの質問を許可いたします。

○4番（船木孝明君）（質問席） ただいま議長の発言許可が出ましたので、通告に従い、本市の少子化における山村、僻地の農業、空き家対策についての質問をいたします。

まず最初ですけれども、午前中に関連した同僚議員の質問もありますので、少し重複すると思いますがよろしく願いいたします。

今回、既に過疎化が進んでいます。現実においても、限界集落と言っても、まだ消滅した集落はないやないかということで、いろいろ認識もまちまちですけれども、徐々にそういう空気が迫ってまいります。全国的にも、統廃合した学校が、また二次的な生徒の減少により統廃合したり、またある地域では立候補する議員がなく、選挙も定数割れでできないという、こうしたことも少子高齢化から聞いている問題ではないかと思っております。今回、そういうことで実情ということから入って質問に入らせていただきます。

一昔、子どものころ、童話で「故郷の廃家」という曲が歌われていました。「幾年ふるさと 来てみれば」ということで始まり、終わりに「住む人絶えてなく あわれたる さびしき我家や」という、今この歌を聞いてみて、本当に心が打たれます。

これは紀の川市だけではないんですけれども、全国各地で高齢化率が急速に進み、また地域の文化や伝統の祭事も続けていけないという実情であります。ことしの正月に、いつも初参りに行かせていただいております古い伊勢神宮にヒノキの香を奉納しているという、何百年も続いて歴史のある地域の大原地区というところなんですけれども、高齢者で世話人がなく、もう続けていけない、ことしはできないということで、初めて過去において取りやめとなりました。高齢の世話人は、お宮の祭りだけではなく、近い将来、今まで生活していたこの集落もなくなってしまうと、寂しそうにそう言っていました。

本市の小学校、中学校の全生徒合わせて、小学校で1,500人、中学校で3,046人、4,500人の人が今、小学校と中学校で紀の川市で、この人が本当に紀の川市全部残っていただいても、将来5,000人、4,500人の人がこの10年間を維持して、それ前後の人もありますけども、非常にこのことを思うと想像も絶する本当に重要な問題になってきます。

山間僻地でこういう問題が個々起こってくることですけども、僻地ではなく、だんだんと平地にも迫ってくるのが予想されます。前は国や社会研究で言うてる65歳以上が50%超えたとき、5年か10年で消滅する部落になると。また、準限界集落では、55歳が50%超えれば15年以内に消滅してしまうということで、国も提言されて、まち・ひと・しごと総合戦略で、何としてもこれを乗り越えるということで、今、必死になって課題を取り組んでいます。

本市にも高齢化が進み、地域のまた高齢化も、亡くなったり施設に入所したりすると住宅が空き家になり、庭の周りの雑草が茂り、家の屋根までツルが巻き上がってきます。また、耕作してきた田畑が非常に荒れて、農業倉庫も空き家になり、本当に人が住めない原野になっていく、もう既に一部が近くなっているのも現実です。私たちの生まれ育った郷土が、消滅集落にならない対策を地域住民とともに考えていかなければなりません。

また、大きな問題は、いろいろとそれに対して空き家をどうするんかということで、平成27年に「空き家特別措置法」が施行され、本市もますますふえる空き家に対し、対策協議会を立ち上げ、周辺住民に危険を及ぼし、景観の悪い建物には解消に取り組んできていることが、今は重要な課題になっています。

また、地域の文化や伝統を守ってきた農家も非常に高齢化が進み、2年前のアンケート調査では、農業の平均就業人口が70歳ということで、もう今、既に70歳は超えているだろうと思います。

また、午前中の質問にもあったように、紀の川市は山や川がきれいで、自然豊かなフルーツがたくさん、この紀の川市を広くアピールして、観光や移住・定住につなげていく取り組みも非常に重要です。このフルーツをつくる農家がだんだんと高齢化して減ってきます。これは、今の機械化が進んでもなかなか、やっぱり人手がなくてはいいいフルーツ、いい果物がつくれないようです。そこで、30年前から移住・定住に取り組みを日本でも進めておりますが、那智勝浦町の色川地区では、もう既に予想して、30年前から移住・定住に取り組み、今では地域の半数が移住だと聞いております。

そこで、次の5点を質問させていただきます。

もう既に限界集落になっているということで、いろいろと古い家が廃墟のようになっていくと。そういうときに、まず目につくのが水道の給水メーター、これは紀の川市の青色して非常にメーターが各家にあります、それだけが取り残されて利用されていない状態です。凍結による漏水が起こってきますし、市の水道課では、以前旧町時代では水道の権利の移設ができたのですが、今はできないと聞いているが、今後、水道事業の拡張にも

ありますように、もっと権利を有効利用できるような対策はどうかと思います。

2点目に、僻地の人口が減少するが空き家もふえ、特に農地が荒廃し、既に原野、山林となっている現状です。これは、農業委員会が年1回農地のパトロールをしている調査の上ではよくわかると思います。農家の高齢化で、ため池の管理もできなく、昔は池の水で水路をつたって野菜、米つくっていたんですが、その水路が全然崩れてもうて、給水や排水ができない。また、農道があるが、余り手入れもしないので、山崩れでそのまま、なかなか人数も少なく通れないという事態も多々あります。

そのような農地でも、優良農地として将来にわたって農地転用ができないという農業委員会の方針、また一種農地として今後もこの農地を守っていくという観点にあるのか、農業委員会のほうの答弁をお願いいたします。

3点目に、今、全国で増加し、ますます深刻になっている空き家ですが、去年のこの議会で同僚議員の質問に、29年度中に空き家の調査を行い、紀の川市の空き家対策委員を立ち上げ、選任し、協議会をつくって空き家対策計画の策定を行うとの答弁でした。現状の取り組み、また今、国・県で問題になっている普通空家と行政から解体を指導勧告していくという特定空家の基準というのをどの程度か、御答弁願います。

また、4番目に、空き家、共同住宅、倉庫等の固定資産税が、解体されれば税が6倍になると聞いておりますが、僻地の高齢者による低所得者が多く、余計な支出となって家を置いといてはそのままですが、これが取り残されると固定資産税が6倍になるということで、これも今後の空き家対策で何とか軽減できたらなど、これも答弁お願いします。

また、5番目に、限界集落における空き家対策が重要な課題として取り組んでいます。本市の空き家の再生、民泊、これはもう午前中の議員も質問されていたと思いますが、より一層空き家を解消するために、集落の活性化に取り組めたらなどと思います。

そして、6番目に、農業、これは非常に僻地の農業政策が非常に過去から地域を守ってきたと言っても過言でもありませんが、その人が高齢化になり、農業の後継者が非常に少なくなっております。ここ5年、10年すれば、高齢化で農業を続けていけない、また農地バンクが行われていますけども、なかなか慢性の後継者不足でいろいろと利便性の悪い農地では借り手もなかなかあられない。そうした山間地は、自然に原野になっていくのがもうわかっていることですが、これを何とか解決するような対策をとっていかねばなりません。そういう将来の農業が消滅しないように、移住・定住、新規就農者を大幅に広げて、支援をしながら農業を守っていく対策を市としてどのように考えているのでしょうか。

また、山形県では、県内移住すると、米60キロ、みそ3キロ、しょうゆ3リットルを1年間無償で移住者に配布するというので、年間約300人分の予算を毎年組んでいくと。また、移住者も年々と全国各地から移住者の宣伝とかそういういいとこにいいとこにと寄っていくようですので、やっぱり本市も負けないう取り組みに本腰に取り組んでいけたらと思います。

また、若い後継者が農業で生計を立てていけるように活発に真面目に農業経営されるモ

デル地区や先進地視察を行政をはじめ農業関係者、後継者、研修生に積極的に参加できるように、予算も含め、今後取り組んでいってはどうか、御答弁願います。

以上、6点御質問します。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

水道部長 溝上卓史君。

○水道部長（溝上卓史君）（自席） 船木議員の御質問の本市の少子高齢化における山村地域の農業、空き家対策について、水道部所管の御質問についてお答えを申し上げます。

水道部では、他所から空き家等への移住・定住される方へ土地・建物売買等で所有者に対して権利の譲渡や賃貸借などにより所有者から使用させてもらうなどの申請がありますので対応してございます。

議員御質問の今後の減少対策には、乖離しますが、給水装置移設の運用の取り扱いにより、基本的には水道加入の権利の所在は加入申し込みを行った土地に限定され、他の場所への移設はできないものでありますが、他所から移住・定住される方々等が安心して水道水を利用できるように給水装置移設の特例措置を設けておりますので、個人及び事業所からの問い合わせに対し特例措置に該当した場合、協議をしながら進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 農業委員会事務局長 中野朋哉君。

○農業委員会事務局長（中野朋哉君）（自席） それでは、船木議員の2点目の御質問の荒廃した農地でも優良農地として将来にわたって転用規制をしていくのかという質問について、遊休農地に対する取り組みについて御答弁を申し上げたいと思います。

農地法では、農地の所有者や耕作者が農地を適正かつ効率的に管理するよう規定されておりますが、担い手の減少と高齢化に起因する遊休農地に対し、発生防止、それから解消が大きな課題となっております。

その対策としまして、農業委員会では、「農地等の利用の最適化に関する指針」を定め、その指針の中で、「遊休農地の発生防止・解消の推進方法」として再生利用困難な農地の非農地判断について方向を示しております。

その内容は、農地利用状況調査等によりまして、再生利用困難と判断した荒廃農地につきましては、地域の意向を確認し、「非農地判断」の基準等を検討するなど、守るべき農地を明確にするため、慎重に取り組むとしております。この指針に沿いまして、中山間地を中心に非農地化について検討をしていく必要があると考えてございます。

なお、非農地判断を進める場合は、「所有者の意向」、それから「非農地化することによる固定資産税」、「土地改良区の受益地でないか」、「経営移譲年金などの対象農地でないか」、「農業振興地域内でないか」、また「周辺農地に及ぼす影響」はないかなど十分に調査、検討し慎重に判断する必要があり、条件によりましては非農地判断ができない場合もあると思われれます。

また、再生利用可能な農地につきましては、現行法令に従いまして取り扱っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） 船木議員の御質問の3点目の紀の川市空家等対策協議会での普通空家と特定空家の基準や取り組みについて答弁させていただきます。

まず、普通空家と特定空家の基準についてでございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条2項において、「空家等」とは、「建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他、使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう」と定義され、「特定空家等」とは、「そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう」と、法で定められております。

空き家対策等についての取り組みにつきましては、平成29年6月に紀の川市空家等対策協議会を立ち上げ、法務関係・不動産関係・建築関係・市民団体・和歌山県・紀の川市の計8名で委員構成し、4回の協議会を開催しております。開催内容といたしましては、まず委員の方に本対策協議会の役割及び空家等対策の推進に関する特別措置法に対する空き家の考え方を統一していただきました。

さらに、紀の川市空家等対策計画について協議をいただき、平成30年2月に紀の川市空家等対策計画（案）として協議会において了承を得ております。

平成30年度につきましては、危険な空き家の状態等を協議会で審議し、特定空家と判断された場合は、法に基づく指導、助言、勧告等を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（自席） 空家対策支援における固定資産税に係る部分について、お答えさせていただきます。

固定資産税の住宅用地の特例は、通常の住宅も事業用の建物も同じ税額では、通常の住宅に対し課税負担が重いということを鑑みて、住宅が建てられている土地に対しての固定資産税の優遇措置が設けられております。

空き家の全国的な増加が懸念される中、平成26年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定されました。この法律の規定に基づき、管理不全の空き家の除去・適正管理を促進するため、必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地について、住宅用地の特例の対象から除外し、通常の固定資産税を課税することとなっております。

今後におきましても、課税に際しましては、公平性の観点及び法律の趣旨に基づき、税行政を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 船木議員の御質問にお答えいたします。

山村地域での空き家対策につきましては、和歌山県の指定を受けた、「鞆淵地域」・「麻生津地域」・「奥安楽川地域」・「細野地域」の4地域では、県の移住推進支援事業を活用しての取り組みを進めており、地元の代表者の協力をいただき、「紀の川市移住・定住推進協議会」と一緒になって、空き家情報の収集や意向調査を実施し、所有者の同意を得て、「わかやま空き家バンク」に登録することにより、紀の川市への移住を希望される方々への情報提供を行っております。

また、山村地域だけでなく、市内全域で「わかやま空き家バンク」を活用して、1ターンやUターンなど多種多様な移住・定住事業を推進しており、移住希望者の相談窓口として、企画調整課にワンストップパーソンを設置し、空き家の所有者と移住・定住希望者とのマッチングを行っているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 船木議員の農家の高齢者対策、農業の後継者対策についてお答えします。

農業従事者の高齢化や後継者不足、担い手不足は全国的な問題であり、紀の川市も例外でなく、市の農業振興を考える上で重要な課題であると認識しております。平成29年度に実施した農家対象のアンケート調査においても、農業の中心的な役割をされている方の年齢は、70歳以上との回答が約半数を占めておりました。

そのような中、新規就農者の現状ですが、直近の和歌山県の新規就農者数調査では、平成28年5月から平成29年4月までの新規就農者数は、和歌山県内で153名、紀の川市での新規就農者数は24名で、県内全域の15.7%となっており、本市は農業に適した環境に恵まれ、優良農地も多く、大都市消費圏にも隣接していることなどから新規就農者が参入しやすい環境と考えています。

この環境を生かし、新たに農業を始める方に、紀の川市で農業を始める選択をしてもらえるように関係機関との連携を強化して、新規就農者の確保やすぐれた経営感覚を持った担い手の育成・支援に取り組んでまいりたいと考えています。

また、平成29年度で今後の農業振興の方針や効果的な取り組みを行うための農業振興戦略計画の策定を進めており、策定に当たっては、専門部会への農業者の参画、農家対象のアンケートなどを実施し、多くの方々から意見をいただいております。これらの意見の中でも、「担い手の育成・支援」、「新規就農者の育成・確保」は高い数値を示している状況であり、担い手就農対策の具体化方策を検討しているところでございます。

さらに、先進的な取り組みや実践も研究し、意欲ある農業者に情報発信や支援する取り組みも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） 各部長から、いろいろと御答弁願ったので、なかなか構造物を、家を建てるとか橋を架けるとか1年か2年で解決できない問題が多いと思いますが、これをほってはいけないということで、まず第一に、再質問として、農業委員会局長の答弁で、非農地判断として取り組んでいると答弁いただいたんですが、非農地となった場合には、現状として農業委員会から管轄外れると思うんですけども、今後のそのまま自然的に山林になってしまうのか、非農地扱いの意味、ちょっと御答弁願いたいと思います。

そして、2番目に、空き家対策で普通空家の答弁もいただいたんですけども、この24号線にパチンコとかいろいろ大きなビルとか、また粉河方面でもいろいろと商業的な大きな施設が倒産して、そのまま廃業して暴走族とか中へ入った浮浪者とか、非常に環境が悪いとも聞いておりますけれども、そういった商業施設も空き家対策の中に入るのか、それも2番目のお答え願います。

3番目に、非常に農業の部長も答えていただいたけども、後継者育成とかこれから大事なことになってきます。そんなとき、紀の里の桃部会では、トレーニングファームというのを立ち上げて、就農を希望する研修生が2年間その農家で農業研修して、そして地域の協力によって自立して農業経営に頑張っている、そういう施設を立ち上げております。こうした本市の農家の人口がますます減少していく中、新規就農者の支援金もありますけども、こういう後継者に、いま一度、もっと力を入れて課題を組んでいってくれたらどうですか。

4番目に、外国実習生の取り組みですが、4～5日前でしたか、お昼のNHKのニュースで、今後の高齢化における担い手不足で産業の空洞化で日本経済が予想もつかない時代に落ち込むということを重視し、安倍総理が関係閣僚に、ことしの10月までに外国実習生の緩和に向けた法案の取りまとめるようということで、NHKのニュースでたまたま聞きました。

現在、外国実習生の滞在期間も3年から5年に延長されました。そうした中、今、日本で約20万人の外国実習生・研究生が介護・建設・農業の各分野で頑張っておられます。特に、東北の野菜農家や北海道の酪農農家では、JA、地元の組合組織と農家が受け入れの取り組んで、たくさんの実習生が農家で実習で頑張っております。今では、実習生がなければ農家の高齢化と人手不足で農業を続けていけないとも言っている人もあります。

本市も合併前から桃山町の植木組合が中国からの実習を毎年受け入れることで、現在も頑張っております。また、午前中の答弁にもありましたように、非常にベトナムの実習生も多いと聞いております。ベトナムは、平池のハスで国際交流もありますので、今後の農家の人手不足や後継者不足の解消に向けたらどうかと思います。

また、女性の実習生を受け入れ、国際結婚ができれば永住し、農家の後継者の嫁不足の

解消にもなると思いますが、このような中、本市の今後の外国実習生を受け入れる取り組みは、お答え願います。

○議長（坂本康隆君） 農業委員会事務局長 中野朋哉君。

○農業委員会事務局長（中野朋哉君）（自席） それでは、船木議員の再質問にお答えをいたしたいんですが、その前に、内容の確認をしたいんですが、よろしいですか。

○議長（坂本康隆君） 結構です。

○農業委員会事務局長（中野朋哉君）（自席） それでは、再質問について、船木議員にお尋ねしたいと思います。

先ほどの質問ですけれども、非農地判断をした後のその土地の取り扱いというんですか、そういうことがどうなるかという、そういう趣旨でよろしいんですか。

○議長（坂本康隆君） 船木議員、それでよろしいですか。

〔船木議員「はい」という〕

○議長（坂本康隆君） はい。

○農業委員会事務局長（中野朋哉君）（自席） そしたら、非農地判断した後の土地の取り扱いについてですが、非農地判断しますと、農業委員会の所管から外れてしまいますので、あとは土地の所有者の方で取り扱っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本康隆君） いいですか。

〔船木議員「はい」という〕

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） 船木議員の再質問に対してお答え申し上げます。

国道24号沿いの大型店舗、ビル、パチンコ等が廃業して管理されず荒らされているが、空家対策法の対象になるのかということですが、「空家対策の推進に関する特別措置法」の第2条のその他、使用がなされていない部分に該当いたしますので、空家対策法の対象物件となります。

したがって、地域住民から苦情等が寄せられ、先ほど答弁いたしましたとおり、現地を確認して、付近住民に悪影響があるのであれば、指導・助言等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 船木議員の再質問にお答えいたします。

J A紀の里あら川の桃部会では、新たな担い手を育てようと、農家が2年間にわたり営農、技術に関する実践的な研修を実施し、また研修終了後も営農相談を受けるなど総合的に支援するトレーニングファームを実施しています。昨年の10月末には、1期生が研修課程を修了し、3人が桃農家としての第一歩を踏み出しています。

このような取り組みは、新規就農を志す方々の就農への不安を払拭するとともに、農業

に関する知識と技術を習得でき、さらに研修後も相談に乗ることにより農業に定着できる有効な取り組みであると考えています。

紀の川市も、前述での農業振興戦略計画において、新規就農者の確保と就農支援対策として、県やJAとの連携による就農に伴う技術習得のための受け入れ農家の体制整備を検討しており、Uターン・Iターン就農者等に紀の川市で農業を始める選択をしてもらえる一つの取り組みであると考えております。

また、海外からの実習生を受け入れる取り組みはという質問について、現在、紀の川市では技能実習制度を取り入れ、国際貢献のための開発途上国から一定期間受け入れ、技能を移転する制度を取り組んでおります。この制度を利用して、紀の川市中国実習受け入れ協議会が、中国濱州市から7名の実習生を受け入れ、農業技術の取得と友好交流に寄与しております。受け入れ期間は、29年度から3年間となっております。

これらの海外の農業実習生のこれからの受け入れ等についての取り組みについてですが、現在、紀の川市中国実習生受入協議会は、紀の川市桃山町の農家で構成されております。実習生の受け入れにつきましても、受け入れ手続や実習の面接への支援を行っておるところでございます。

今後、桃山町だけの取り組みではなく、紀の川市のほかの地域に広がることを期待しております。

以上となります。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

〔船木議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 次に、本市の私有財産遊休地と今後の有効利用の取り組みはの質問を許可いたします。

4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） 今、各地に減少している公共施設の廃校した建物や管理していない土地の整備や有効利用が提言されております。

本市においても、同僚議員がこの質問にしておりました。たまたま今回は、非常に数多くの保育所等が空き家になってくるので、廃校や廃園で使われていない土地、ますますふえていくと考えます。

そうした中、先進的な学校の跡地の再利用の一部を注目したいと思います。平成19年に、田辺市の上秋津小学校の跡地で、国の補助金と地域の農家の出資金とで、グリーン・ツーリズム施設農家レストラン、秋津野ガルテンを立ち上げ、今では修学旅行生や外国人観光客で年間7万人余りが利用して、限界集落のまちが農業と施設の野菜やフルーツの売り上げ収入で活気づいております。

また、近隣の紀美野町でも、休校、廃校、合わせて8校がありますが、そのうち7校が現在再利用されて、地域の活性化につながっています。有名なら創造芸術高校、これは今度粉河町のひな流しのときに、クジャクの舞いということで招待を受けている。また、通

信高校の慶風高校、その他の有効利用でまちの活性化につながって、現在使用されていない学校は1つと聞いております。また、一番最近ですけど、田辺市中辺路町町で、学校統合した、廃校になった二川小学校跡地利用に、町民からのアンケート調査の結果、地域住民と地域外移住・定住との住民の交流の拠点として、またその横に並行して、民間企業による観光宿泊施設に決まり、地域の活性化の基本計画を3月に決定する運びだそうです。

そこで、質問です。本市の市有財産、特に学校・保育園の建物が今わかっているだけでも保育所の統合による粉河、川原、竜門、また旧調月保育所、そらまめサポートですね、また麻生津保育所、学校では細野、桃中、これは休校から廃校になったと聞いております。また、高野分校、また市庁で桃山支所庁舎、調月の市営団地、その他いろいろと有効なマネジメント計画の今後の取り組みを御答弁願います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 船木議員の御質問にお答えいたします。

市民の財産である公共施設を将来にわたり持続可能な形で継承し、市民の安全・安心で豊かな暮らしを実現するために、「紀の川市公共施設マネジメント計画」を策定しております。

この計画に基づき、公共施設等の計画的な保全や利用需要に応じた有効活用を図るため、庁内組織として紀の川市公共施設マネジメント検討委員会を設置し、取り組みを進めているところでございます。

公共施設等が、本来の目的を終えた場合には、まず所管している部署において有効活用の検討を行います。有効活用の方策が見出せない場合は、庁内組織全体において、各部署が実施する事業に効果的に活用することができる方策の検討を行います。

効果的に活用することができる方策が見出せれば、活用に向けて検討を始めます。

しかし、効果的な活用方法が見出せない場合は、売却や除却などの方向性を紀の川市公共施設マネジメント検討委員会で決定することになります。

このような手順で、有効活用を図るための検討を行っているところではございますが、引き続き、未利用の公共施設等の有効な活用方策について検討してまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

〔船木議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、船木孝明君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日予定されておりました一般質問は全て終了いたします。

本日、これにて散会いたします。

次会は、明日3月1日木曜日、午前9時30分より再開いたします。

お疲れさまでした。

（散会 午後 3時02分）